

【参考資料】

1. 教育未来創造会議第一次提言及び骨太2022における
関係個所の抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.2
2. 学生等への経済的支援の現状・・・・・・・・・・ p.4
 - 学部・大学院生の経済的な支援に関する全体像
 - 貸与型奨学金事業の推移
 - 返還困難者への救済措置について
 - 貸与型奨学金における所得連動返還方式について
 - 大学院修士段階における奨学金貸与額等について
3. 大学数及び学生数等の現状・・・・・・・・・・ p.12
4. 教育負担・経済的支援等に係る意識調査等の概要・・・・ p.22
5. 諸外国（英豪米）における類似制度の比較・・・・・・・・ p.33

我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について

教育未来創造会議

第一次提言（令和4年5月10日）

※関係箇所抜粋

2. 新たな時代に対応する学びの支援の充実

（１）学部段階の給付型奨学金と授業料減免の中間層への拡大

・ 高等教育の修学支援新制度の検証を行い、機関要件の厳格化を図りつつ、現在対象となっていない中間所得層について、負担軽減の必要性の高い多子世帯や理工系及び農学系の学部で学ぶ学生等への支援に関し必要な改善

（２）ライフイベントに応じた柔軟な返還（出世払い）の仕組みの創設

- ・ 現行の貸与型奨学金について、無利子・有利子に関わらず、現在返還中の者も含めて利用できるよう、ライフイベント等も踏まえ、返還者の判断で柔軟に返還できる仕組みを創設
- ・ 在学中は授業料を徴収せず、卒業（修了）後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入

*これらにより大学・大学院・高専等で学ぶ者がいずれも卒業後の所得に応じて柔軟に返還できる出世払いの仕組みを創設

（３）官民共同修学支援プログラムの創設

- ・ （１）の施策と併せ、理工系や農学系の分野に進学する女子学生への官民共同の修学支援プログラムを創設

（４）博士課程学生に対する支援の充実

（略）

（５）地方公共団体や企業による奨学金の返還支援

- ・ 地方の企業へ若者が就職する場合等における、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進
- ・ 企業の担い手となる奨学金返還者についての企業による代理返還制度の活用を推進するための仕組みを検討。

（６）入学料等の入学前の負担軽減

- ・ 高等教育の修学支援新制度を利用する者など、入学料の納付が困難な学生等について、納入時期を入学後に猶予する等の弾力的な取扱いの徹底

（７）早期からの幅広い情報提供

- ・ 奨学金に関する初等中等教育段階からの情報提供の促進

3. 学び直し（リカレント教育）を促進するための環境整備

（２）学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備

- ・ 【再掲】在学中は授業料を徴収せず、卒業（修了）後の所得に応じた返還・納付を可能とする新たな制度を、大学院段階において導入

経済財政運営と改革の基本方針 2022

新しい資本主義へ
～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

令和4年6月7日閣議決定
(※関係箇所抜粋)

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

(1) 人への投資と分配

(質の高い教育の実現)

新たな時代に対応する学びの支援の充実を図る。このため、恒久的な財源も念頭に置きつつ、給付型奨学金と授業料減免を、必要性の高い多子世帯や理工農系の学生等の中間層へ拡大する。

また、減額返還制度を見直すほか、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度を、教育費を親・子供本人・国がどのように負担すべきかという論点や本制度の国民的な理解・受け入れ可能性を十分に考慮した上で、授業料無償化の対象となっていない学生について、安定的な財源を確保しつつ本格導入することに向け検討する(※)こととし、まずは大学院段階において導入することにより、ライフイベントも踏まえた柔軟な返還・納付(出世払い)の仕組みの創設を行う。

官民共同修学支援プログラムの創設、地方自治体や企業による奨学金返還支援の促進等、若者を始め誰もが、家庭の経済事情にかかわらず学ぶことができる環境の整備を進める。

(※) 法制的な位置付けの検討を含む。

学部・大学院生の経済的な支援に関する全体像

学部 約261万人

特徴

- 貸与型奨学金により幅広くカバー
- 修学支援新制度を創設し、低所得世帯への手厚い対応を開始

貸与型奨学金

貸与型奨学金

R4事業規模：8,673億円、118万人

※高等専門学校、専門学校、通信教育、海外留学を含む

- 有利子奨学金【世帯年収～約1,100万】
最大：144万/年(月12万)
- 無利子奨学金【世帯年収～約750万】
最大：私学自宅外77万/年
(月6.4万)

授業料支援等

修学支援新制度

R4予算 5,196億円、59万人

※高等専門学校、専門学校、通信教育を含む

【年収～380万円】

授業料等減免

最大：私学70万円/年

給付型奨学金

最大：私学自宅外91万円/年

※消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

大学院【修士課程】 約17.9万人

- 貸与型奨学金により幅広くカバー
- 令和4年度において、優秀者返還免除制度の内定制導入や、授業料免除の予算を拡充

貸与型奨学金

- 有利子奨学金【本人年収～約530万】
最大：180万/年(月15万)
R4事業規模：45億円 約5,000人
- 無利子奨学金【本人年収～約290万】
最大：106万/年(月8.8万)
R4事業規模：360億円 約43,000人

優秀者返還免除制度

- ※貸与終了者のうち3割が全免若しくは半免
- R3年度 70億円 6,370人(実績)

各大学の授業料免除制度

(国立) R4 予算 101億円 約19,000人

※大学院分予算額を収容定員で案分
人数については、全額免除換算

(私立) R4 予算 7億円 約4,000人

※大学院分予算額を学生数で案分
人数は補助実績に基づく試算

大学院【博士課程】 約7.5万人

- 近年、若手研究者支援（研究力強化対応）の観点から、給付型の支援を充実

貸与型奨学金

- 有利子奨学金【本人年収～約710万】
最大：180万/年(月15万)
R4事業規模：4億円 約500人
- 無利子奨学金【本人年収～約340万】
最大：146万/年(月12.2万)
R4事業規模：65億円 約5,000人

優秀者返還免除制度

- ※貸与終了者のうち45%が全免若しくは半免
- R3年度 21億円 827人(実績)

各大学の授業料免除制度

(国立) R4 予算 49億円 約9,000人

※大学院分予算額を収容定員で案分
人数は全額免除換算

(私立) R4 予算 2億円 約1,000人

※大学院分予算額を学生数で案分
人数は補助実績に基づく試算

若手研究者支援

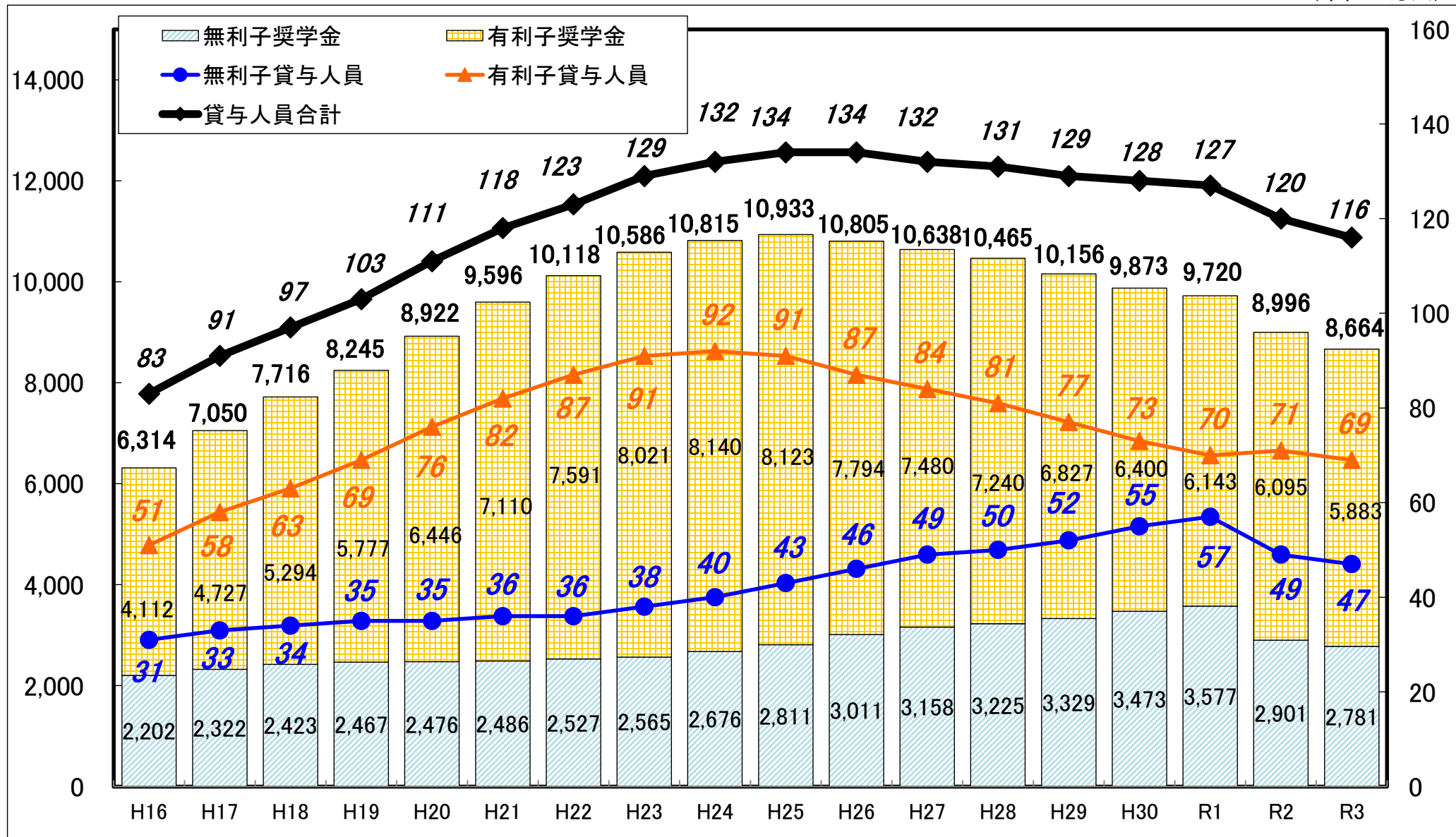
<若手研究者支援>

- 既に年180万円以上の支援を受給 約7,500人
 - ・特別研究員(DC) (研究奨励金240万円を支援+科研費申請可能)
R4予算 104億円 等
- 新たな博士後期課程学生支援 約8,800人
 - ・次世代研究者挑戦的研究プログラム
(生活費相当額180万円以上+研究費を支援)
R3補正 400億円 等

(独) 日本学生支援機構 貸与型奨学金事業の推移 (実績)

(単位：億円)

(単位：万人)



(注1) 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

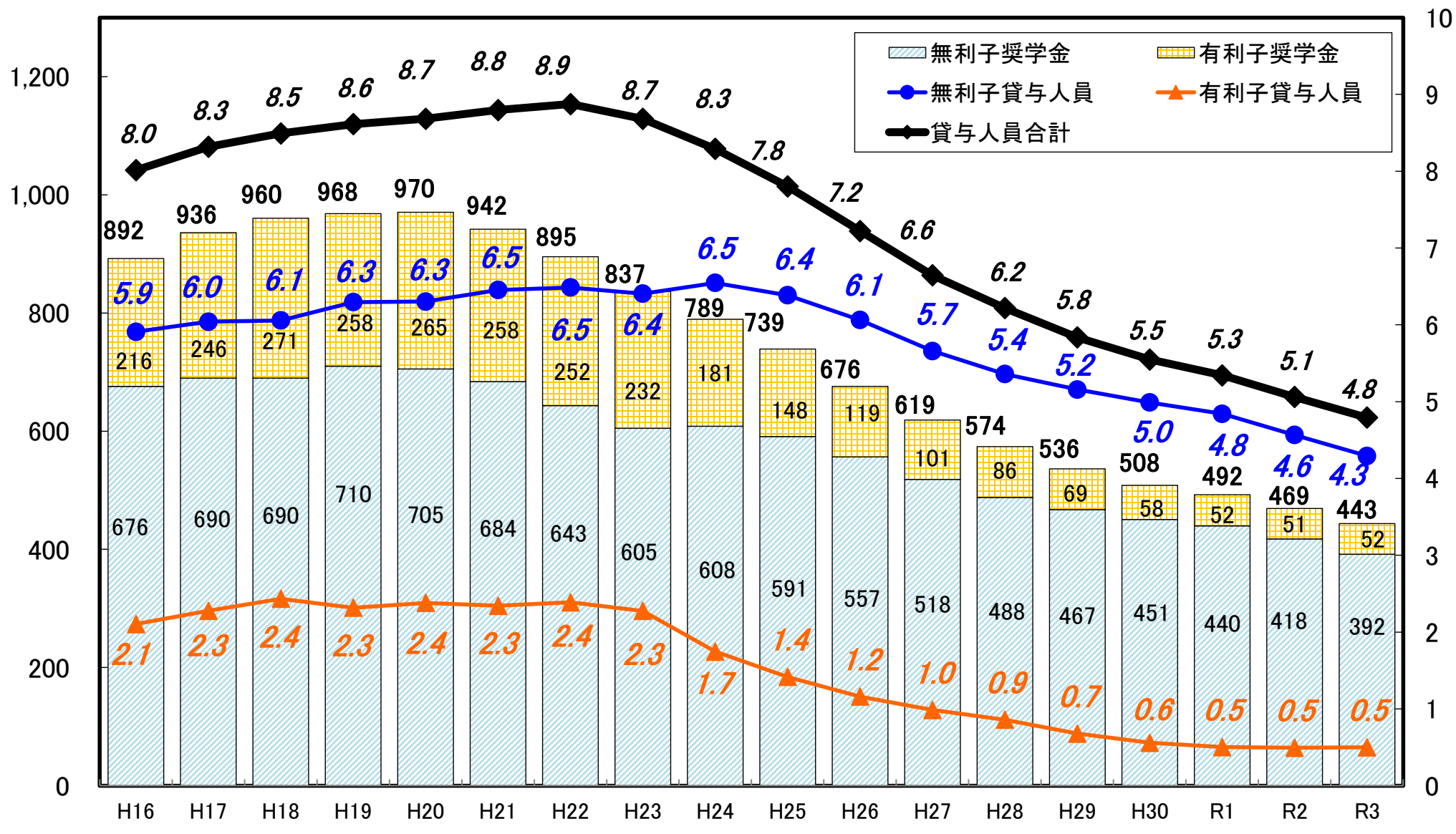
(注3) 令和2年度より高等教育の修学支援新制度を創設。無利子奨学金について併給調整を実施。

(注2) 平成24年度以降の無利子奨学金には東日本大震災復興特別会計分を含む。

(独) 日本学生支援機構 貸与型奨学金事業 (大学院) の推移 (実績)

(単位：億円)

(単位：万人)

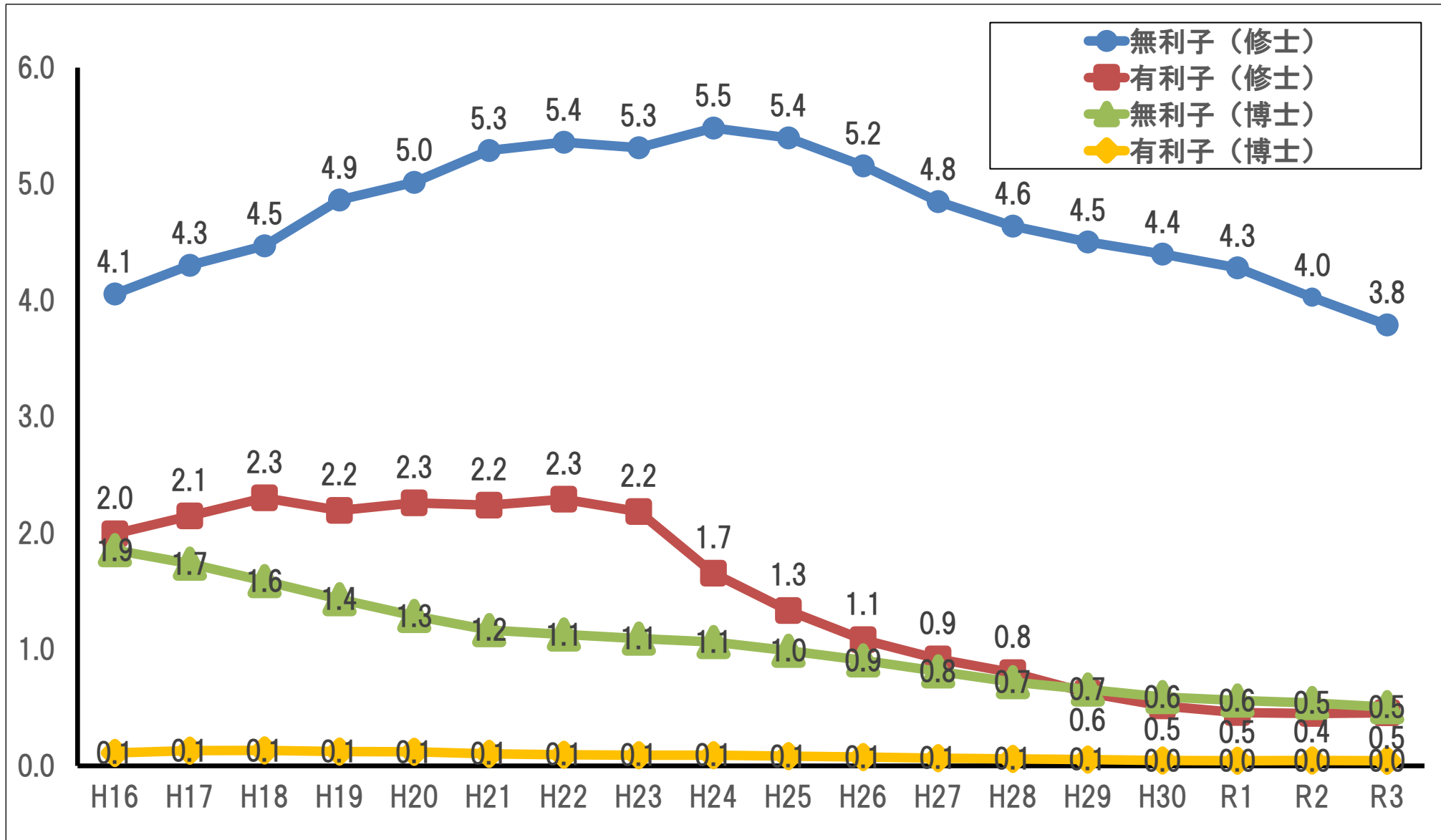


(注1) 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(注2) 平成24年度以降の無利子奨学金には東日本大震災復興特別会計分を含む。

（独）日本学生支援機構 貸与型奨学金事業（大学院）貸与人数の推移（実績）

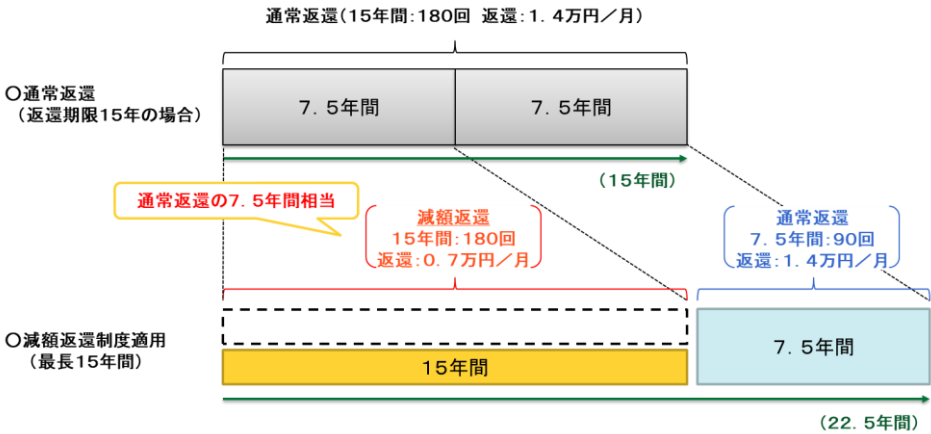
（単位：万人）



返還困難者への救済措置について

減額返還制度

○経済的理由により返還困難となっている方のうち、月々の返還額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件(収入金額325万円以下など)を満たす場合、一定期間、月々の返還額を2分の1あるいは3分の1に減額し、返還期間を延長。



返還期限猶予制度

大学、大学院等に在学中(外国の学校も含む)の場合、在学届等の提出によって返還期限を猶予。(通算10年が限度)

○一般猶予

卒業後、返還が困難な方のうち、右の表の事由に該当する場合は、願い出により返還期限を猶予。

猶予の事由	猶予の期間
災害 ※1	その事由が続いている期間中、1年ごとに願い出る。 ※1 災害は、原則として災害の発生から5年以内に限る。
病氣中	
生活保護	
入学準備 ※2	その事由が続いている期間中、1年毎に願い出る。通算して10年が限度。 ※2 卒業後1年以内に限る。
経済困難(年収300万円以下、給与所得者以外は200万円以下)・失業中等	

返還免除制度

○死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除

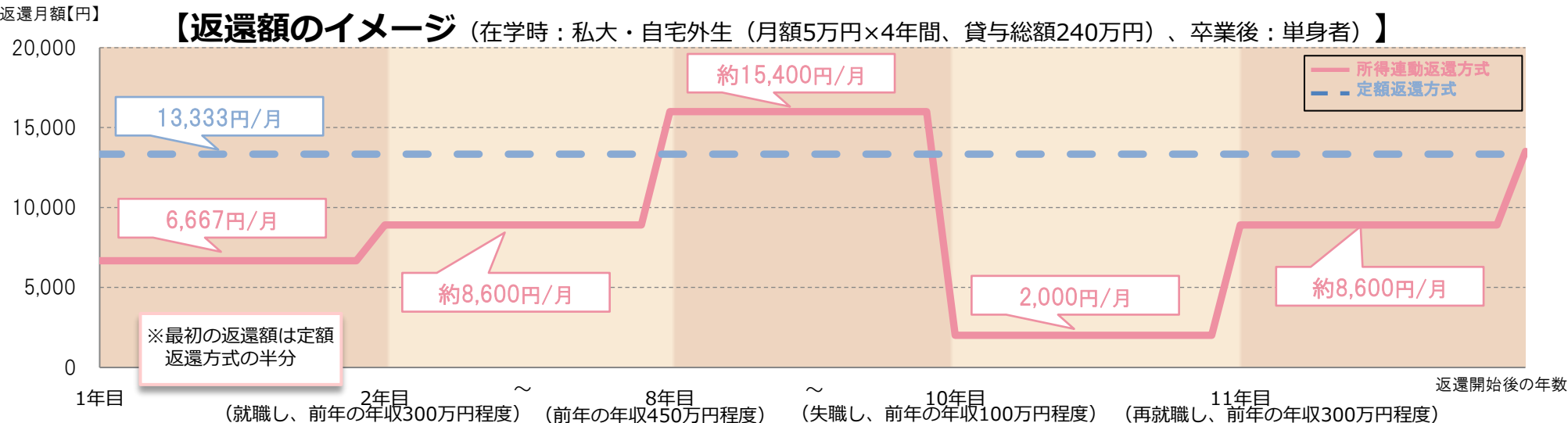
・奨学生が死亡又は心身の障害により、返還不能になったときは、返還未済額の全部又は一部を願い出によって免除。
(無利子・有利子の全奨学生対象)

○特に優れた業績による返還免除 (平成16年4月以降の採用者より適用)【無利子奨学金のみ】

- ・大学院において無利子貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了時に、全部又は一部の返還を免除。
- ・大学院に進学し、奨学生として採用される段階で、返還免除者を内定できる制度あり。

貸与型奨学金における所得連動返還方式の概要

概要：無利子奨学金を対象に、無理なく返還ができるよう返還者の所得に応じて、返還月額が変動。
返還方式は、貸与申込時に学生が選択し、貸与終了時まで変更可能。



	所得連動返還方式（平成29年度採用者より）	（参考）定額返還方式
返還月額	前年課税所得の9% ÷ 12月（最低月額2,000円） ※課税所得：給与等収入から所得控除（基礎控除、社会保険料控除など）を差し引いた個人住民税の課税総所得金額	借りた総額に応じた月額
返還期間 （貸与終了後7ヶ月目から返還開始）	返還完了まで ※所得により、返還完了までの期間は異なる。	10年～20年 ※借りた総額により、返還完了までの期間が決定 ※一定の要件（年収325万円以下など）を満たす場合、15年間まで月々の返還額を1/2又は1/3に減額し、返還期間を延長可能
選択率（R3採用者）	18.8%	81.2%

※いずれの返還方式においても、本人の年収が300万円以下の場合等、返還が困難な事由がある場合には、返還期限猶予が適用可能。

所得連動返還型奨学金制度の選択者数

○令和元年度

無利子奨学金新規採用者数(人)		うち「所得連動返還型奨学金制度」の 選択者数	割合
大学・短大・高専・専修	171,043	26,487	15.5%
大学院		3,192	13.4%
	修士	2,797	12.9%
	博士	395	19.1%
合計	194,818	29,679	15.2%

○令和2年度

無利子奨学金新規採用者数(人)		うち「所得連動返還型奨学金制度」の 選択者数	割合
大学・短大・高専・専修	170,895	37,158	21.7%
大学院		3,636	16.4%
	修士	3,208	16.0%
	博士	428	21.0%
合計	193,032	40,794	21.1%

○令和3年度

無利子奨学金新規採用者数(人)		うち「所得連動返還型奨学金制度」の選 択者数	割合
大学・短大・高専・専修	156,210	29,439	18.8%
大学院		3,818	18.2%
	修士	3,428	17.9%
	博士	390	22.0%
合計	177,174	33,257	18.8%

※ここでの無利子奨学金新規採用者とは、「所得連動返還型奨学金制度」を当年度の新規採用時に選択可能な者に限定している。そのため、前年度までに選択完了している緊急継続者や一貫制博士課程3年次の者は除外している。

大学院修士段階における年間の授業料収入額（推計）及び奨学金貸与額

<授業料収入額（推計）>

課程別	(1) 国 立	(2) 公 立	(3) 私 立	計
修士課程	約500.3億円 (93,370人)	約59.6億円 (11,109人)	約449.9億円 (57,979人)	約1,010億円 (162,458人)
専門職学位課程	約41.3億円 (7,701人)	約3.9億円 (726人)	約118.9億円 (10,948人)	約164.1億円 (19,375人)
計	約541.5億円 (101,071人)	約63.5億円 (11,835人)	約568.9億円 (68,927人)	約1,173.9億円 (181,883人)

<算出方法・出典>

※四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

(1) 修士課程の授業料標準額に、修士段階（専門職学位課程含む。以下同じ）学生数を乗じたもの。（授業料減免額は考慮しない）
[出典：国立大学等の授業料その他の費用に関する省令、令和3年度学校基本調査（文部科学省）]
[参考：修士段階授業料減免予算額（令和3年度） 約84.1億円]

(2) 修士課程の授業料平均額に、修士段階学生数を乗じたもの。（授業料減免額は考慮しない）
[出典：2021年度学生納付金調査結果（文部科学省）、令和3年度学校基本調査（文部科学省）]

(3) 修士課程の授業料平均額に、修士段階学生数を乗じたもの。（授業料減免額は考慮しない）
[出典：令和3年私立大学大学院入学者に係る初年度学生納付金平均額（一人あたり）の調査結果（文部科学省）、令和3年度学校基本調査（文部科学省）]

<日本学生支援機構による奨学金貸与額> ※日本学生支援機構調べ（R3年度）

貸与種別	課 程	国 立	公 立	私 立	計
第一種	修士課程	約201.5億円 (23,261人)	約23.9億円 (2,771人)	約93.2億円 (10,132人)	約318.6億円 (36,164人)
	専門職学位課程	約9.7億円 (1,086人)	約0.6億円 (61人)	約5.7億円 (584人)	約15.9億円 (1,731人)
	計	約211.2億円 (24,347人)	約24.4億円 (2,832人)	約98.9億円 (10,716人)	約334.5億円 (37,895人)
第二種	修士課程	約20.6億円 (2,106人)	約2.6億円 (262人)	約20.1円 (1,746人)	約43.4億円 (4,114人)
	専門職学位課程	約0.3億円 (307人)	約0.03億円 (24人)	約0.4億円 (295人)	約0.8億円 (626人)
	計	約21億円 (2,413人)	約2.7億円 (286人)	約20.5億円 (2,041人)	約44.2億円 (4,740人)
合計		約232.2億円 (26,760人)	約27.1億円 (3,118人)	約119.4億円 (12,757人)	約406.1億円 (42,635人)

大学数及び学生数等の現状について

各資料の概要

1. 大学数及び学生数

- ・学部では約8割の学生が私立に在籍。大学院では修士課程・博士課程とも約8割が国公立に在籍。

2. 大学数及び学生数の推移

- ・過去20年間で大学数は約1.2倍に増加。修士課程を置く大学や博士課程を置く大学も、それぞれ約1.3倍に増加。
- ・過去20年間で学士の学生数は増加。修士課程の学生数は2010年まで上昇しこの10年は減少傾向。博士課程の学生数は2005年以降横ばい。

3. 専攻分野別に見た修士課程・博士課程の学生数

- ・この10年で修士課程の学生数は減少しているが、「理工農系」「人文・社会系」で減少、「その他」では横ばい。

4. 学歴別・年齢階層別平均年収

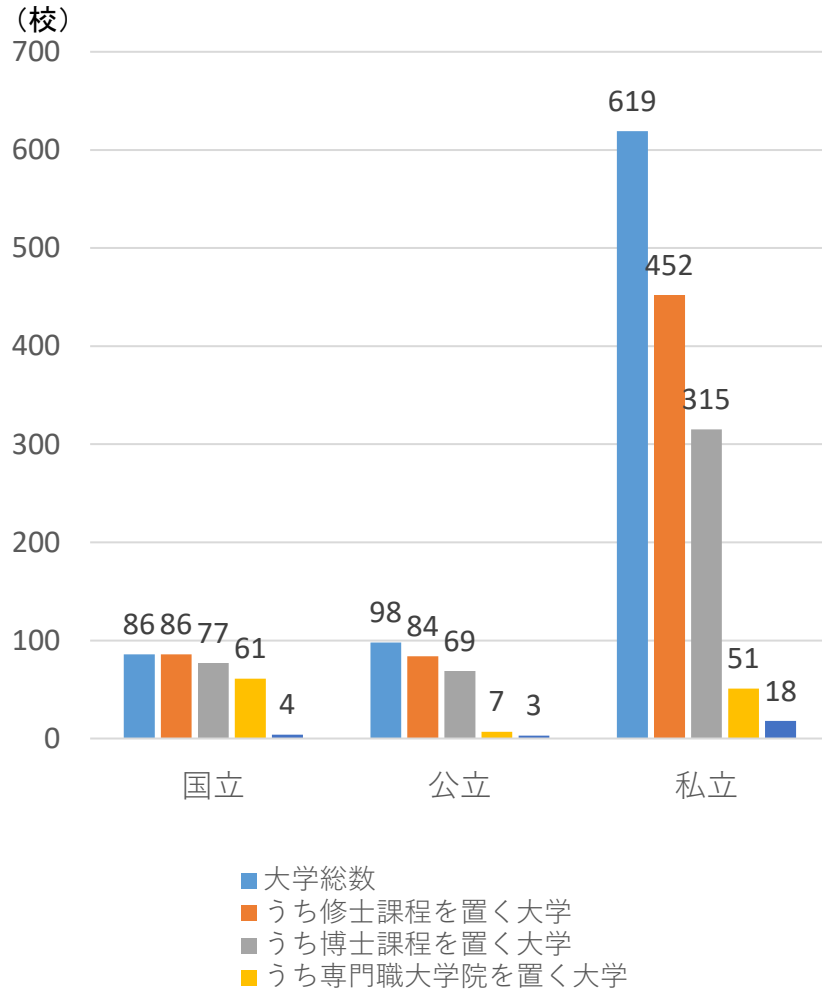
- ・「大学院卒」「大卒」「高卒」で卒業後の平均年収を比較。
- ・「大学院卒」と「大卒」とを比較すると、30歳代で年収100～150万円、40歳代で年収200万円、50歳代で200～300万円、大学院卒の方が高い。

5. 社会人学生の状況

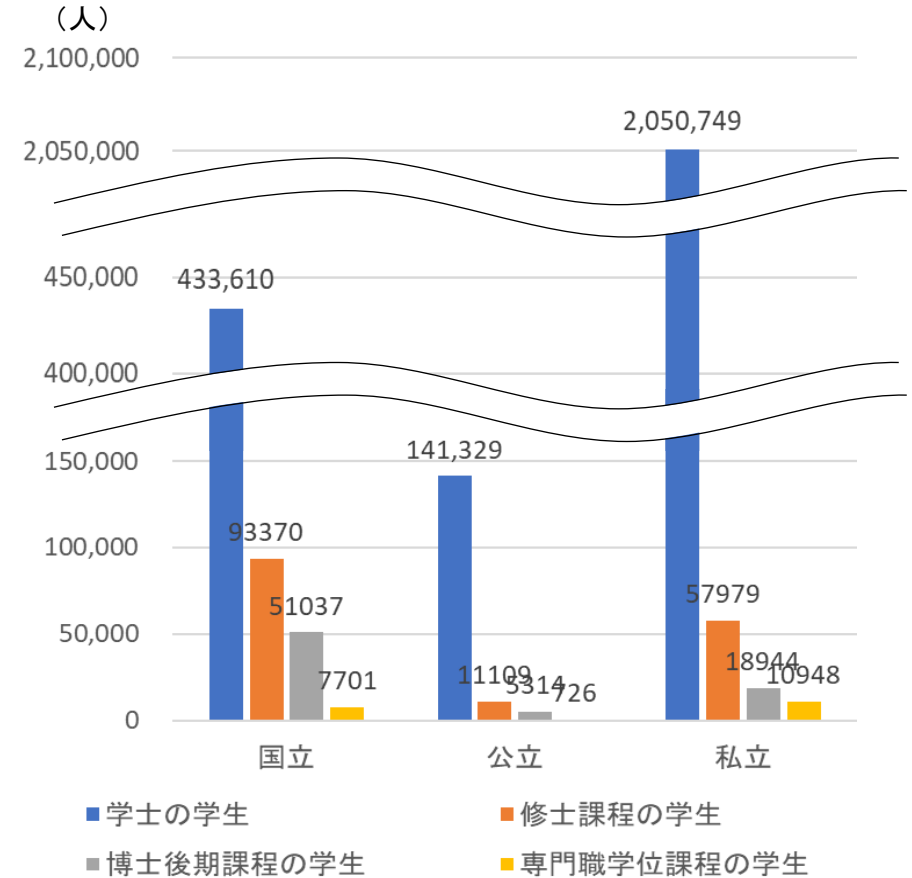
- ・修士課程の社会人学生は減少傾向。博士課程の社会人学生は大きく増加しているがそのほとんどは保健分野。
- ・国際的に見て、修士課程に入学する30歳以上の者の割合は低い（博士課程はOECD平均並み）。
- ・大学の学び直しや自己啓発が進まない理由として経済的な理由を挙げる割合は高い。

1. 大学数及び学生数（国公私別・課程別）

大学数

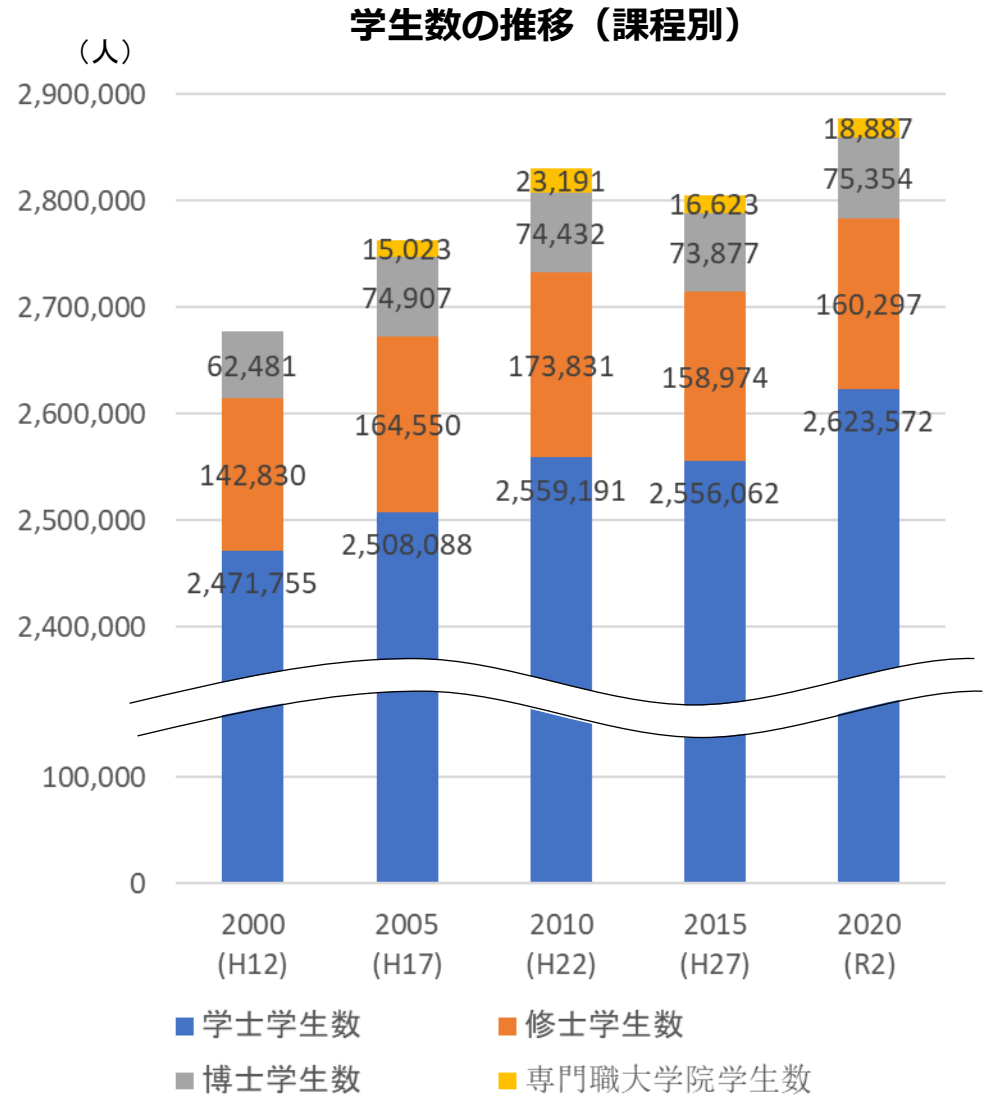
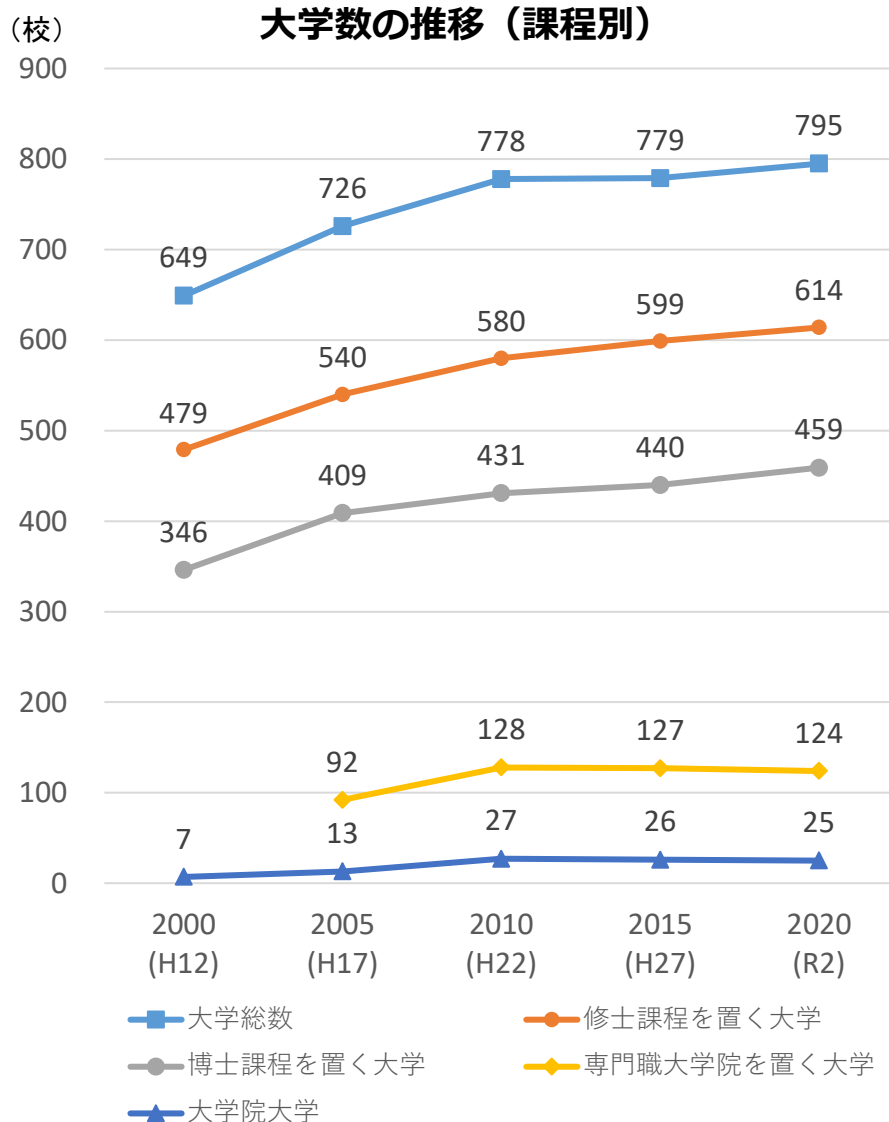


学生数



- ※ 大学総数には短大及び通信教育のみを実施する大学を含まない。
- ※ 「修士課程」には博士前期課程を含み、専門職学位課程（専門職大学院の課程）を含まない。以下同じ。
- ※ 学生募集を停止している学校を含みうる。以下同じ。
- ※ 学生数には外国人留学生も含む。以下同じ。
- ※ (出典) 文部科学省「学校基本調査」（令和3年度）より作成。

2. 大学数及び学生数の推移（課程別）

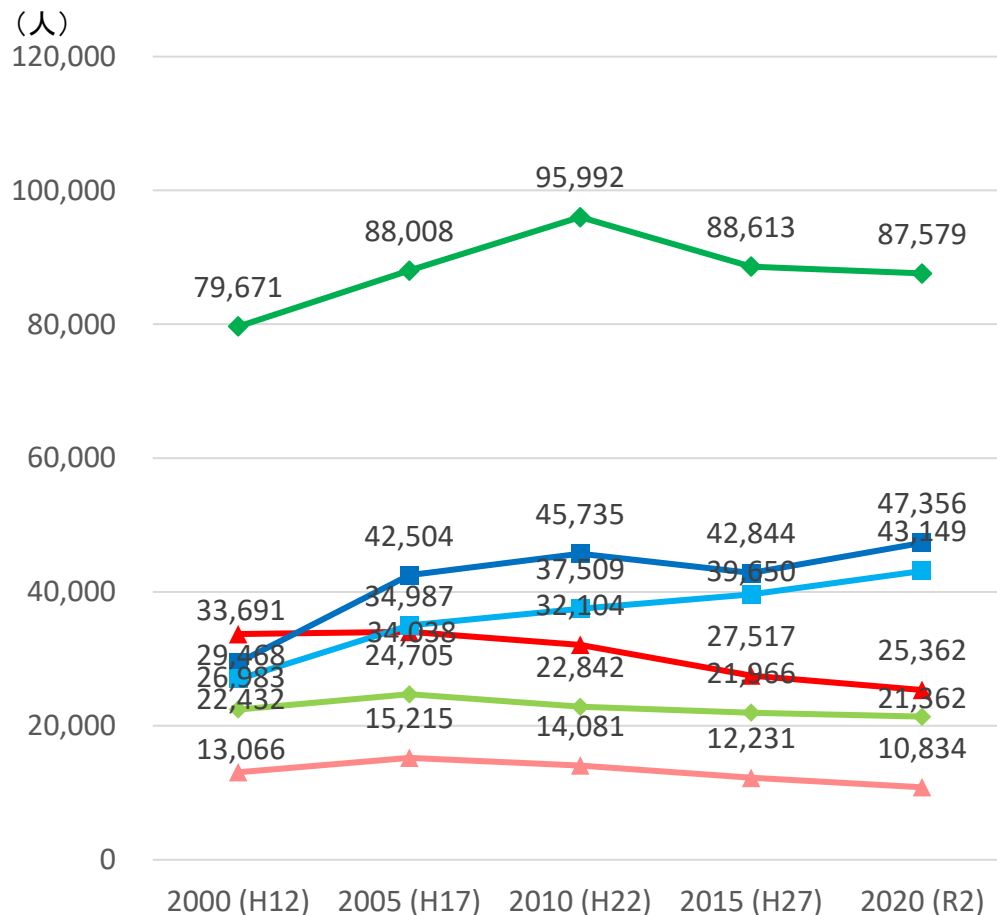


※（出典）文部科学省「学校基本調査」（平成12年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度、令和2年度）より作成。
 平成12年度は専門職大学院を置く大学についてのデータなし。

3. 専攻分野別に見た修士課程・博士課程の学生数

学生数の推移

(人文・社会系・理工農系・その他の別 及び 課程の別)



◆ 修士課程・理工農系
 ■ 修士課程・その他
 ▲ 修士課程・人文・社会系
 ◆ 博士課程・理工農系
 ■ 博士課程・その他
 ▲ 博士課程・人文・社会系

※ (出典) 文部科学省「学校基本調査」(平成12年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度、令和2年度)より作成。

学生数

(課程別 及び 人文・社会系・理工農系・その他の別 及び 国公私の別)

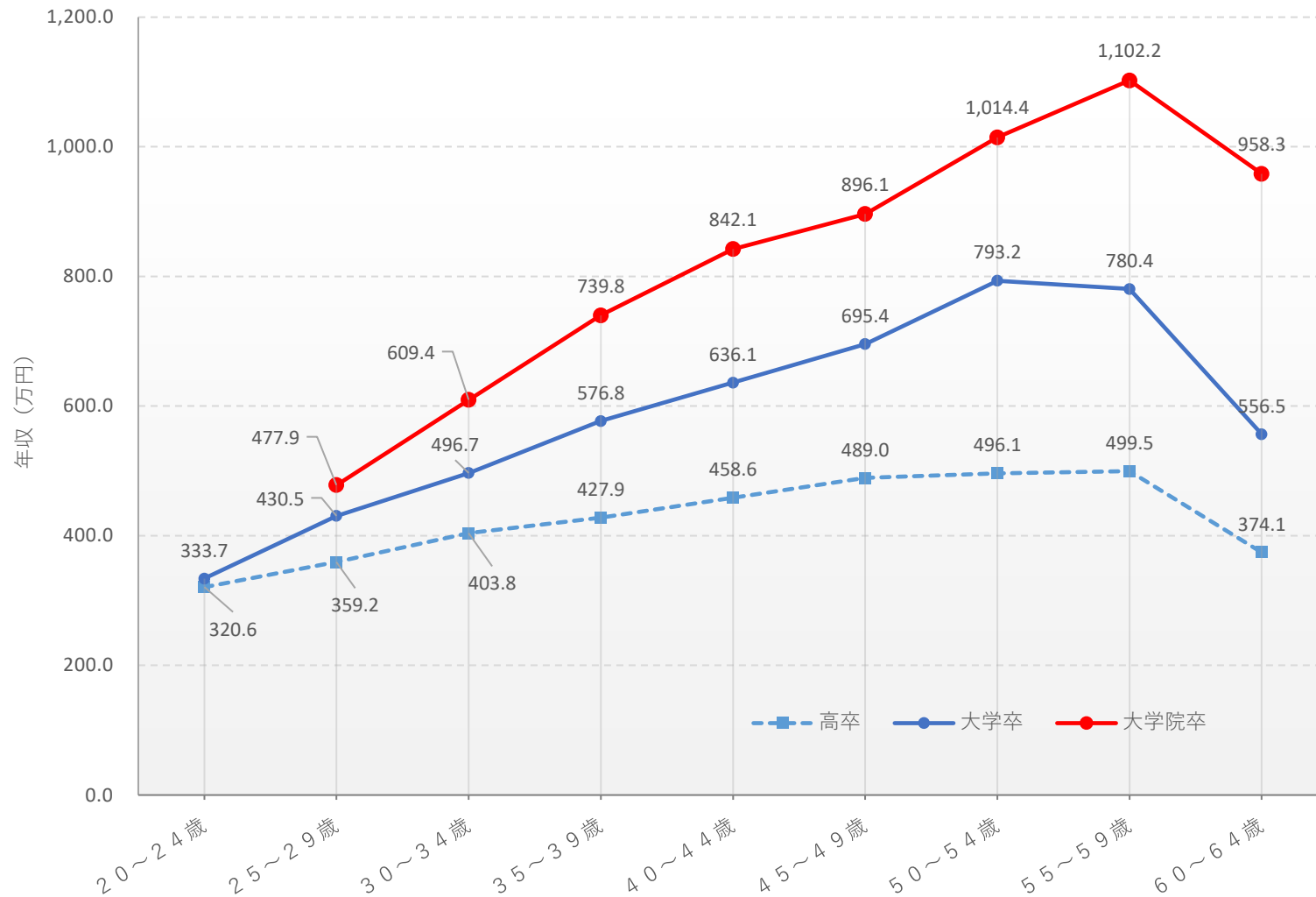
(単位:人)

修士課程			
	国立	公立	私立
人文・社会系	7,739	1,295	15,970
理工農系	57,576	5,652	26,029
その他	28,055	4,162	15,980

博士課程			
	国立	公立	私立
人文・社会系	5,230	545	4,672
理工農系	17,571	1,192	2,769
その他	28,236	3,577	11,503

※ (出典) 文部科学省「学校基本調査」(令和3年度)より作成。

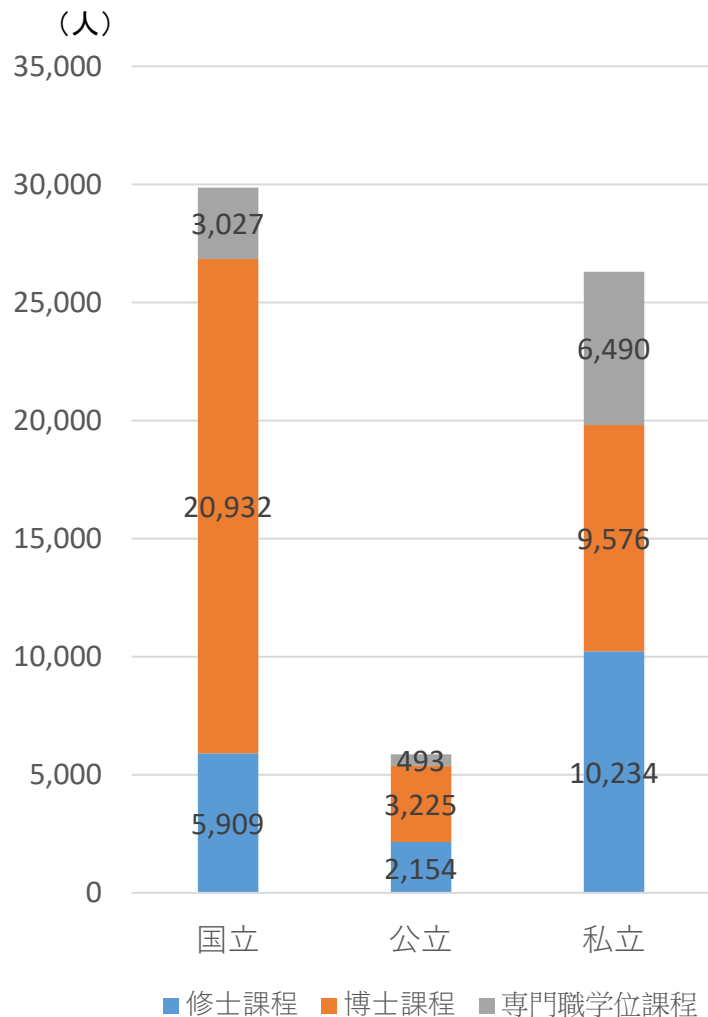
4. 学歴別・年齢階層別平均年収



(令和3年賃金構造基本統計調査より、月収相当のデータ×12に年間賞与相当のデータを加えた値)

5. 社会人学生数の推移

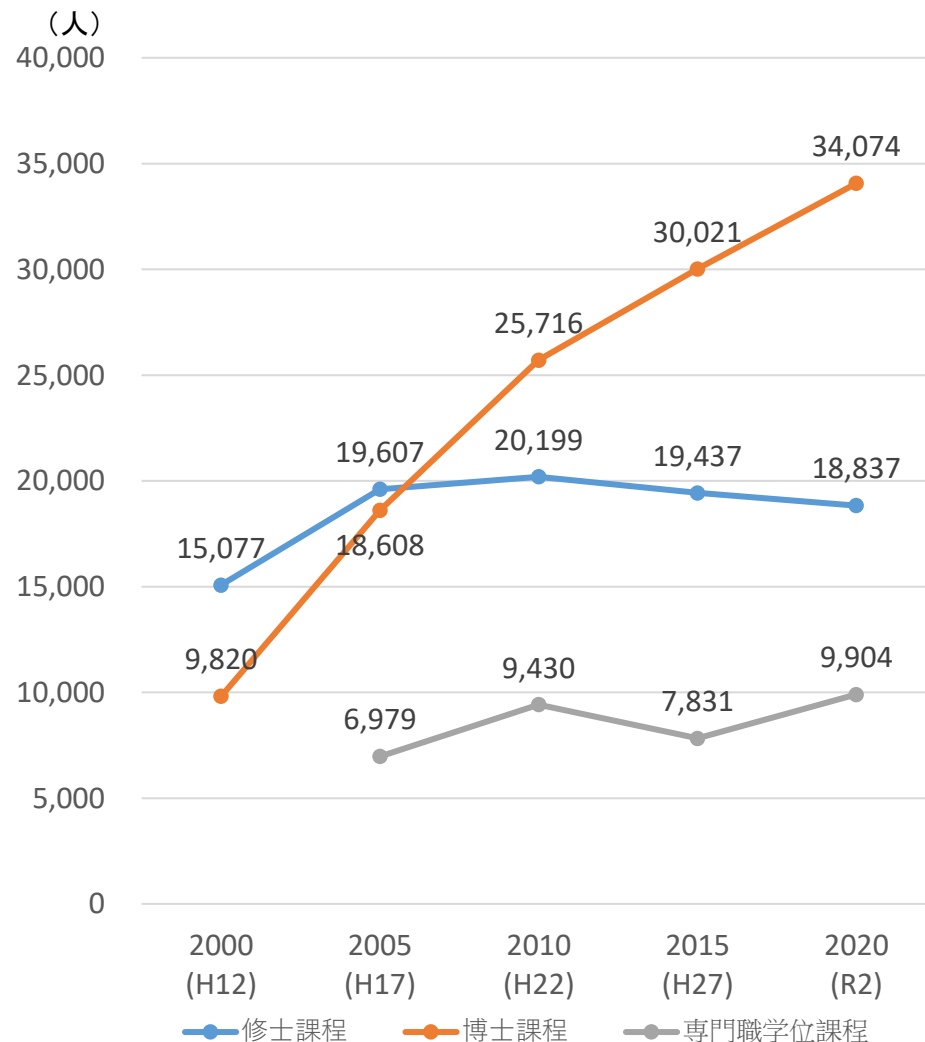
社会人学生の数



※ (出典) 文部科学省「学校基本調査」(令和3年度)より作成。

※ 社会人学生とは、大学院の学生のうち、職に就いている者(給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者)のこと。ただし、企業等を退職した者、及び主婦なども含む。

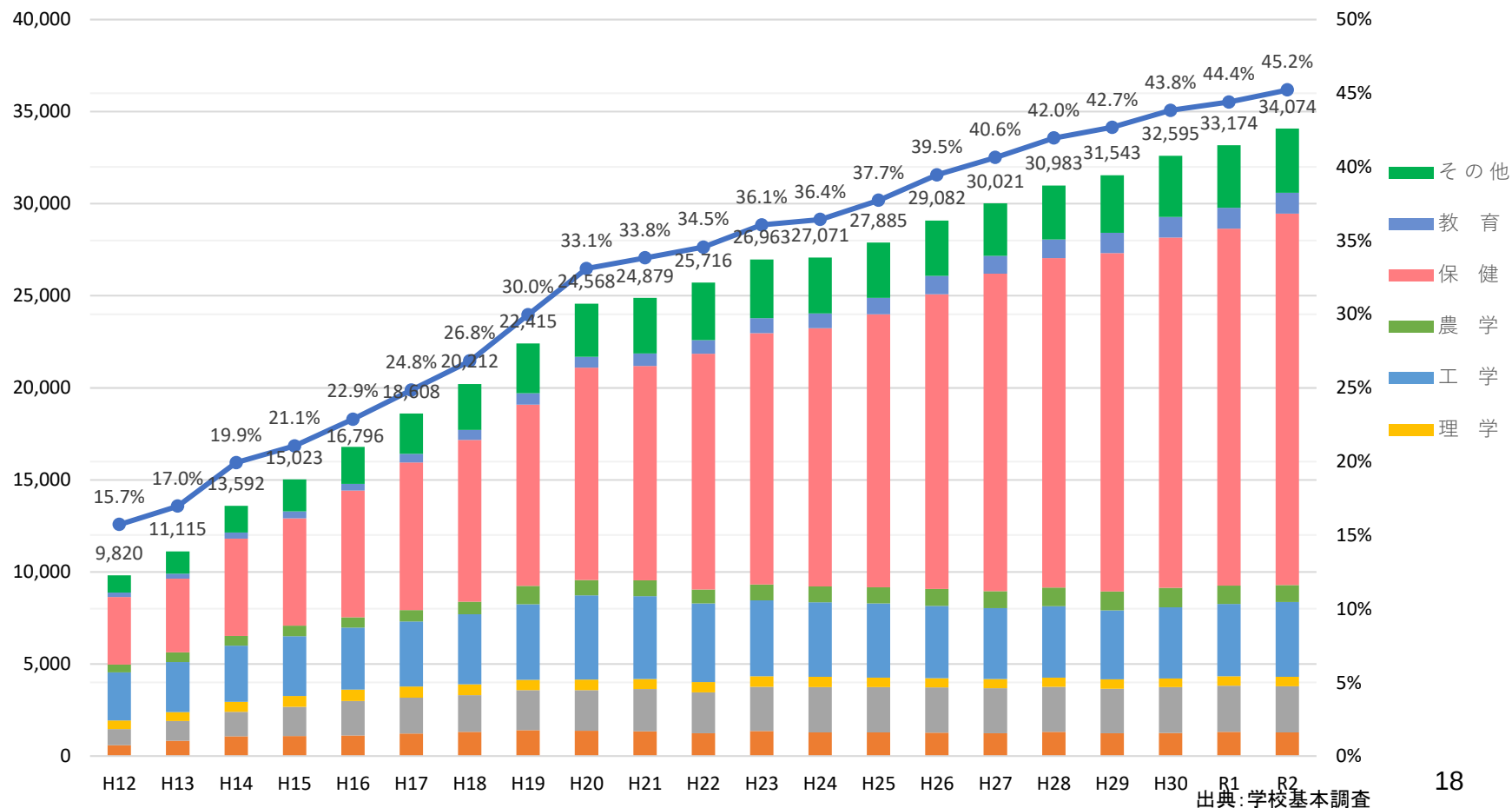
社会人学生数の推移(課程別)



※ (出典) 文部科学省「学校基本調査」(平成12年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度、令和2年度)より作成。平成12年度は専門職学位課程についてのデータなし。

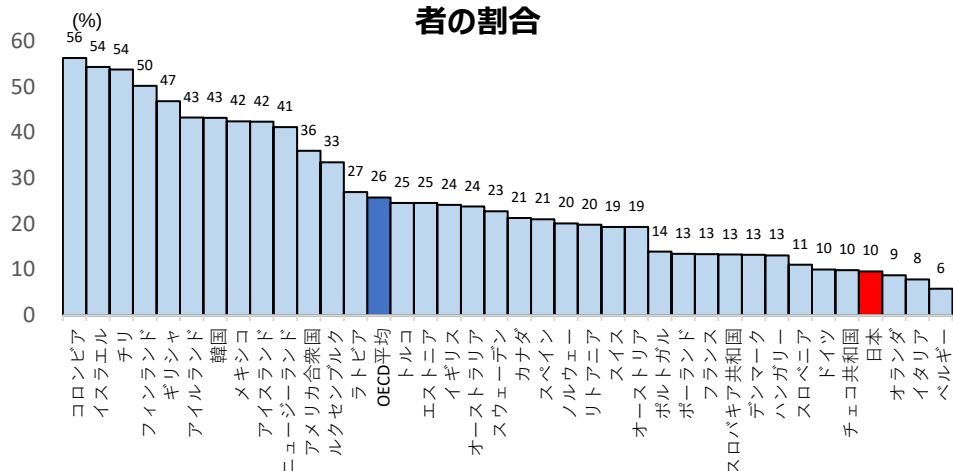
■ 博士課程に在籍する社会人学生数(分野別推移)

近年、博士課程における社会人学生は、大きく増加しているが、そのほとんどは保健分野の学生となっている。

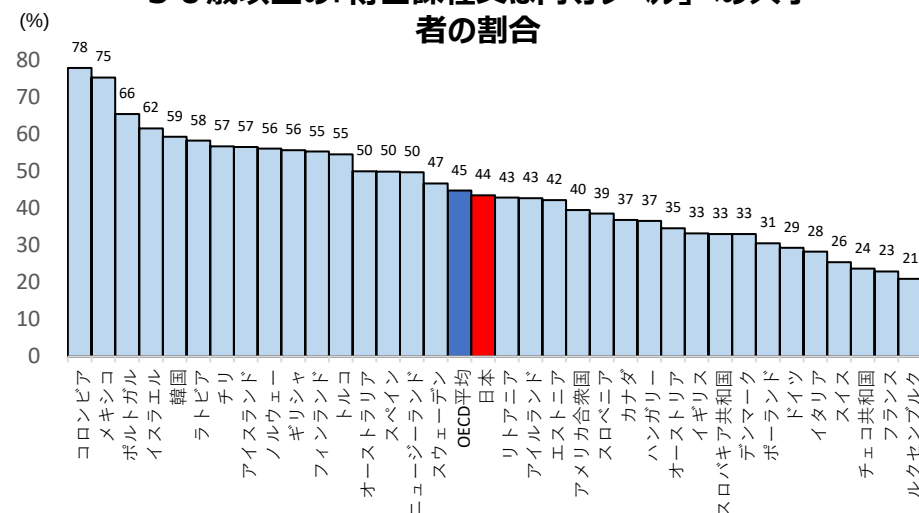


- 日本の「修士課程又は同等レベル」における30歳以上入学者の割合は、諸外国に比べて低い。
- 「博士課程又は同等レベル」においてはOECD平均並み

30歳以上の「修士課程又は同等レベル」への入学者の割合



30歳以上の「博士課程又は同等レベル」への入学者の割合

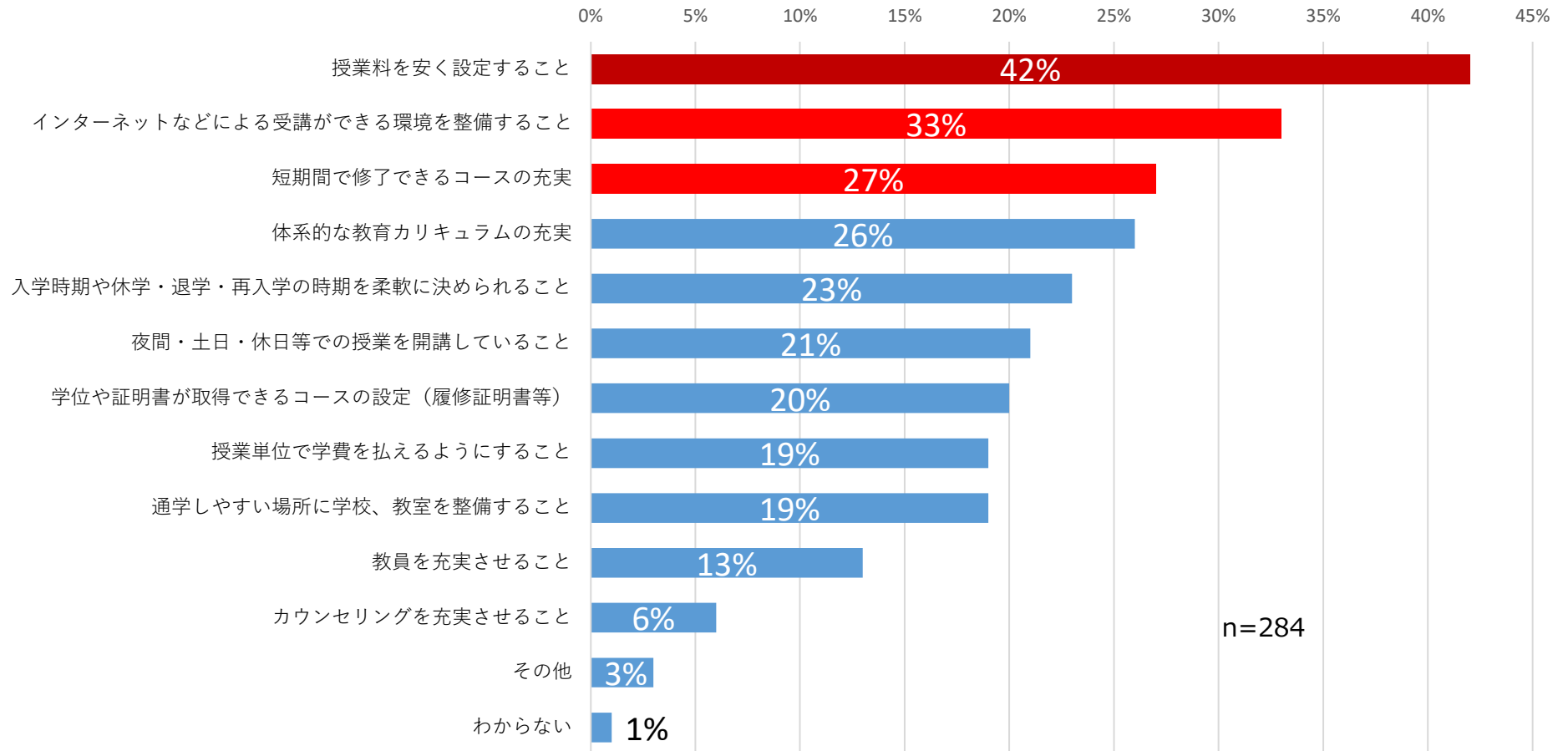


(備考) 数値については、高等教育段階別の新入学者の割合（各国とも取得可能最新データ）であり、25歳未満又は30歳未満の者以外が全体に占める割合を、25歳以上又は30歳以上の割合と仮定して試算した数値。

(出所) OECD. stat「Share of new entrants below the typical age」より作成。

大学等に対しては、インターネット受講や短期間修了コースなどの実施が求められている

大学等で学び直しを行うにあたって、特に教育環境面で重視してほしいこと（3つまで選択）

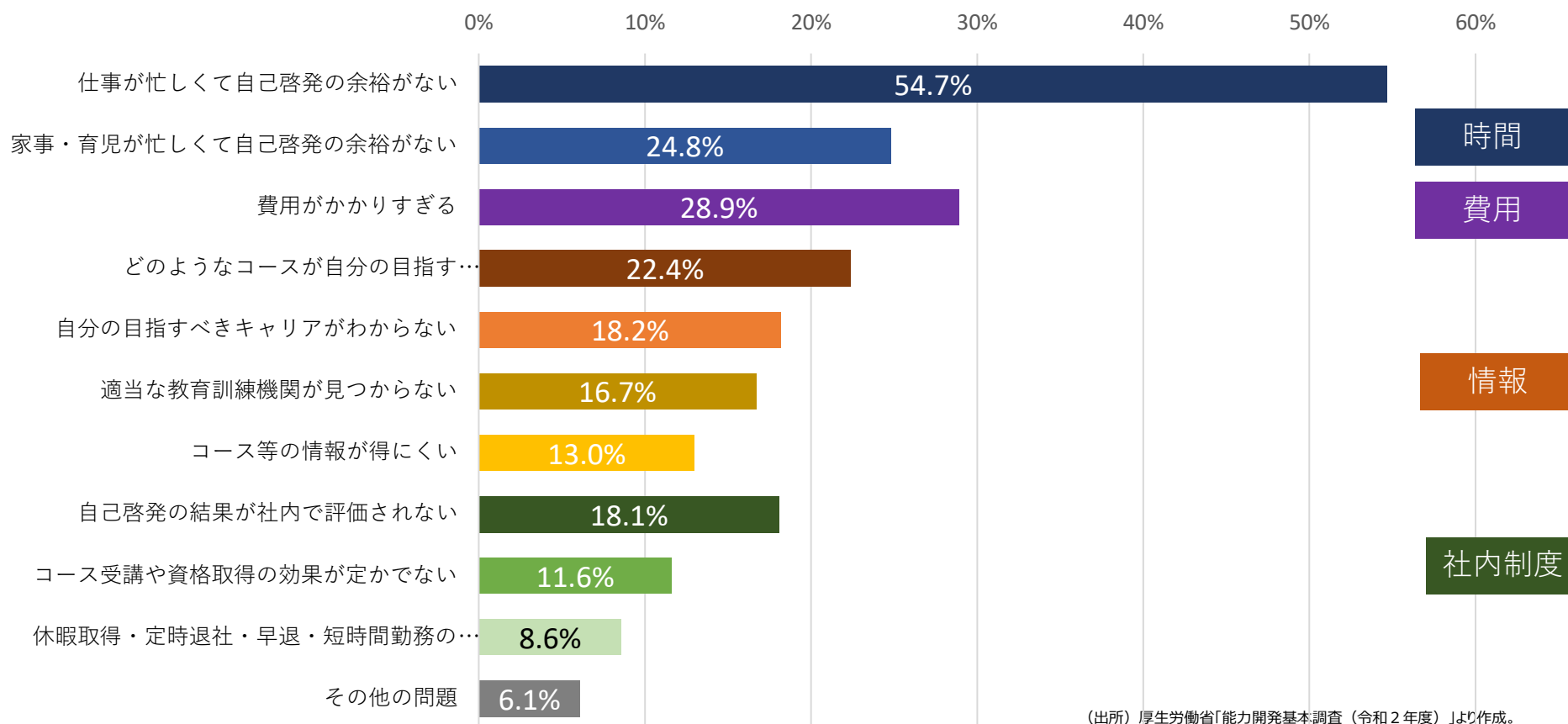


（出所）文部科学省委託調査「EBPMをはじめとした統計改革を推進するための調査研究-社会人の学び直しの実態把握に関する調査研究-（株式会社エーフォース）」（令和元年度）より作成。

自己啓発の課題は時間・費用・制度・情報

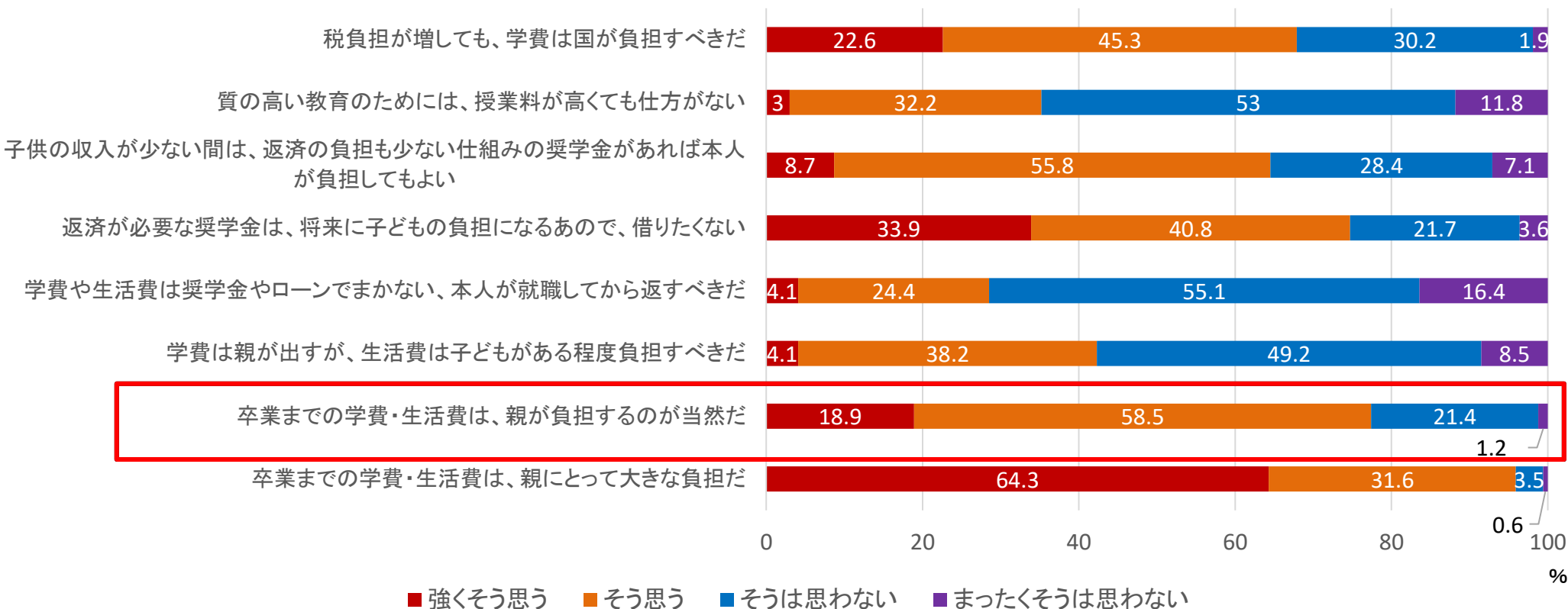
○自己啓発を行う上での課題は、「時間」「費用」「情報」「社内制度」となっている。

自己啓発を行う上での問題点（正社員：複数回答）



（出所）厚生労働省「能力開発基本調査（令和2年度）」より作成。

子供の教育費の負担に対する考え方



■ 強く思う ■ そう思う ■ そうは思わない ■ まったくそうは思わない

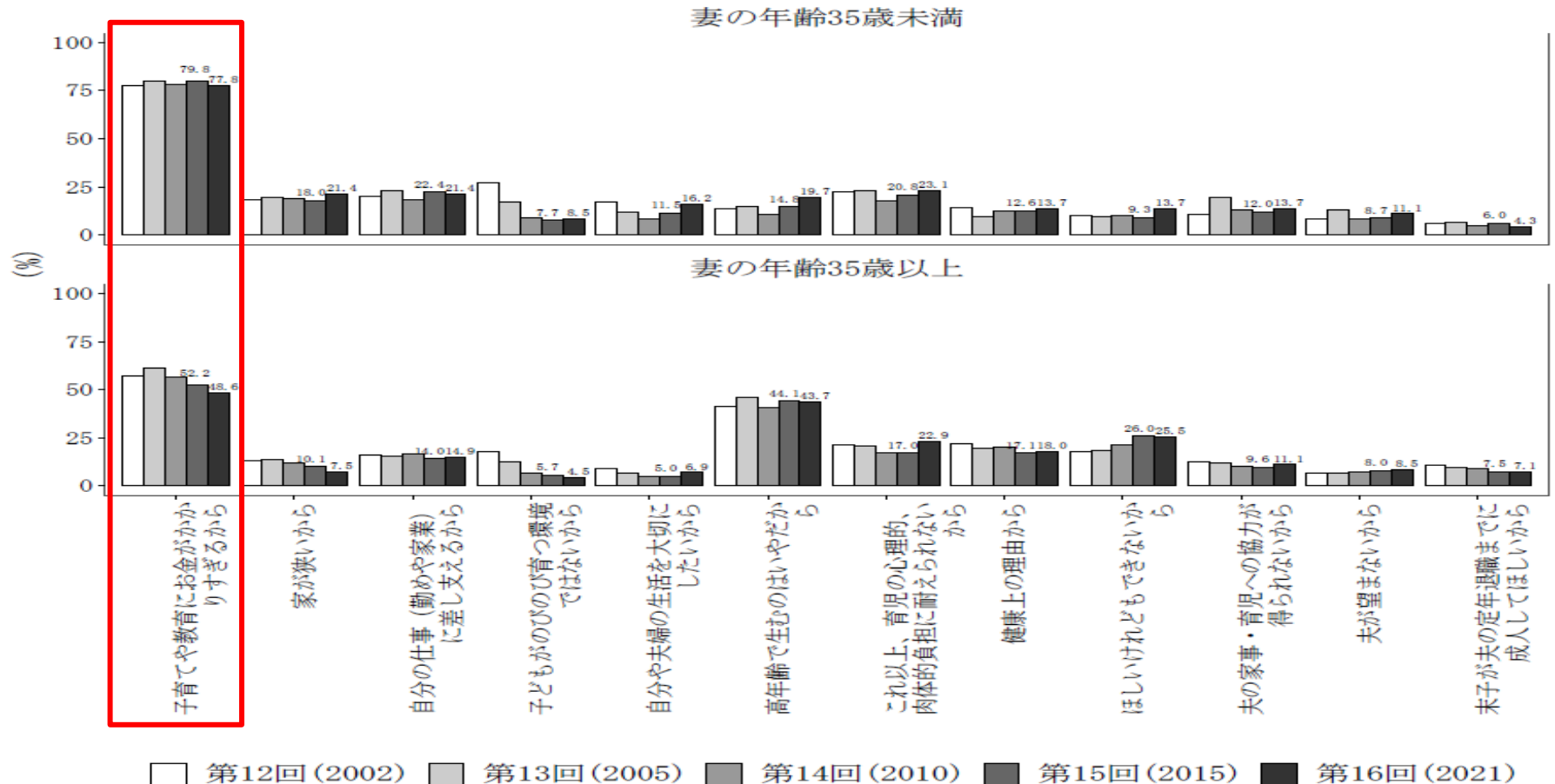
<2021年度「高校生の進路に関する保護者調査」>

- 調査主体: 文部科学省、国立教育政策研究所
- 調査受託事業者: 株式会社ブレインアカデミー
- 対象者: 高等学校及び中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」。対象校に限る。）の第三学年の保護者
- 対象校: 全国から700の高等学校等を抽出
※高等学校等の抽出は、全国の状況を偏りなく把握するため、在籍生徒数を考慮した無作為抽出により、国立教育政策研究所が実施。
- 調査時期: 令和3年12月1日～12月30日
- 調査方法: アンケート調査（Web回答フォームによる回答）

子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

- 理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」との回答が最も割合が高く、35歳未満の方がその傾向が強い。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）



（注）妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦（約3割）を対象に行った質問（妻が回答者）。

学部4年次の学生を対象とした大学院進学の動向及び経済的な支援に関する意識調査について

1. 調査の目的

学部4年次の学生の大学院への進学の意向や、進学に係る経済的な支援に関する意識を把握することにより、在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度の大学院段階の導入に向けた検討に資することを目的とする。

2. 調査実施期間

令和4年7月15日（金）～8月15日（月）

3. 調査の対象

以下の15校の大学に在籍する、留学生を除く学部4年生の学生3,000名（1校あたり200名）を対象とした。

北海道大学、東北大学、東京大学、東京工業大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、筑波大学、東京都立大学、慶應義塾大学、東京理科大学、早稲田大学、立命館大学

※ 大学院の在籍者数が多いこと等を考慮して抽出したものであり、全国的な学部4年次の学生の傾向を表すものではないことに留意が必要。

有効回答数は1,434人（47.8%）であった。

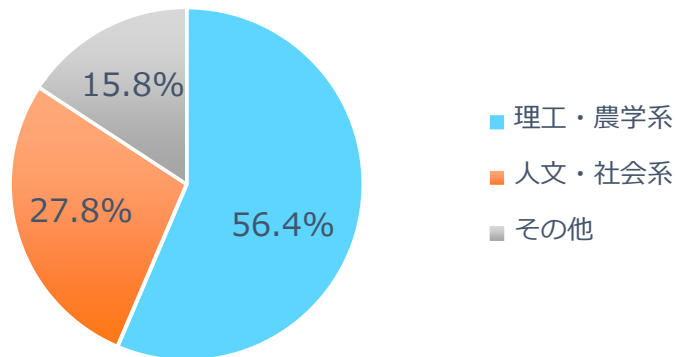
4. 回答の方法

大学から対象の学生に対して意識調査の協力依頼を送付。依頼を受けた学生は、文部科学省が作成したWEBアンケートフォームから回答。

結果の概要 1（基礎情報）

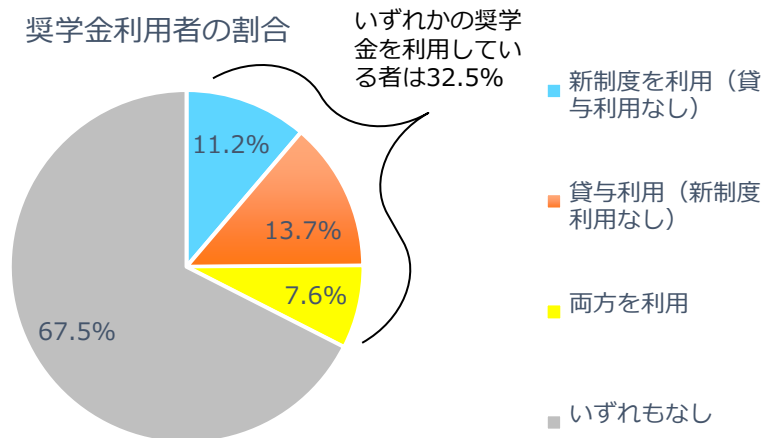
- 理工・農学系の学部等に所属する者は約**56%**。
- 人文・社会系の学部等に所属する者は約**28%**。

図1-1 所属する学部等の学問分野



- 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免及び給付型奨学金）を利用している者は約**19%**。
- 日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用している者は約**22%**。

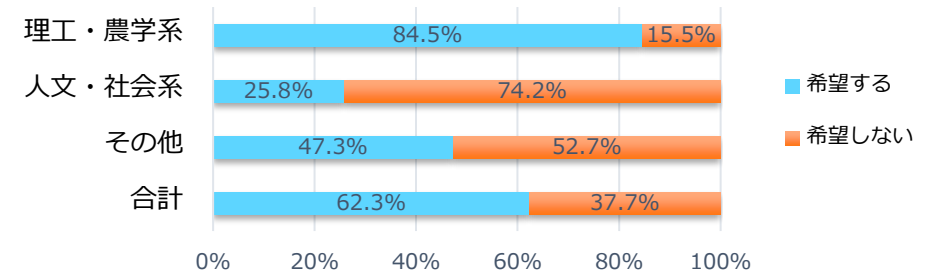
図1-3 奨学金利用者の割合



※各大学で回答者を抽出する際に、回答者の内20%が新制度利用者となるように依頼。

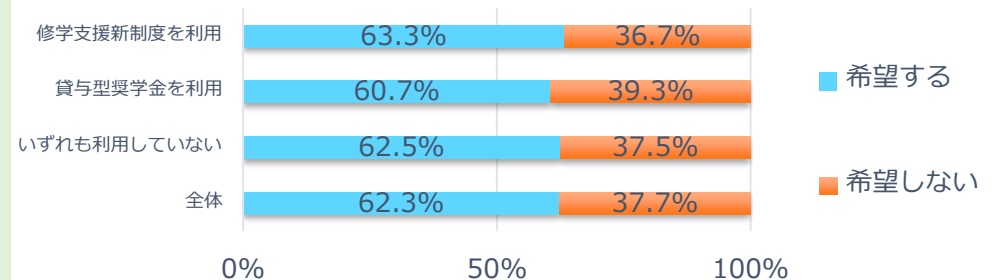
- 大学院への進学希望を有する者は約**6割**。
- 大学院への進学希望率について、専攻分野別にみると理工・農学系が約**85%**で、他の分野に比べて高い。

図1-2-1 大学院への進学の希望(専攻分野別)



- 大学院への進学希望率について、奨学金の利用の有無によって傾向に差はみられなかった。

図1-2-2 大学院への進学の希望(奨学金利用状況別)



※修学支援新制度と貸与型奨学金をいずれも利用している回答者は、「修学支援新制度を利用」と「貸与型奨学金を利用」の両方に計上されている。以降の分類においても同じ。

※「理工・農学系」は「理学・工学系」又は「農学系」を選択した学生。「人文社会系」は「文・外国語・国際・文化系」又は「法・政治・経済・商・社系」を選択した学生。「その他」は「薬学系」、「医学・歯学系」、「看護・保健系」、「教育・教員養成系」又は「その他（芸術、スポーツ、家政、学際分野など）」を選択した学生。以降の分類において同じ。

結果の概要 2－①（大学院への進学希望を有しない者）

- 大学院への進学希望を現在有しない者のうち、これまで一度でも大学院への進学を考えたことがある者は約**55%**であった。
- 大学院への進学を希望しない理由（最も当てはまる理由、2番目に当てはまる理由をそれぞれ回答）として「経済的に家庭に頼ることが困難である」を選択した者は約**30%**、「大学院に行く場合は奨学金を借りることになるが、借金を背負うことは避けたいから」と答えた者は約**15%**であった。いずれか又は両方を選んだ者は約**38%**であった。

図2-1 大学生活で大学院への進学を考えたか

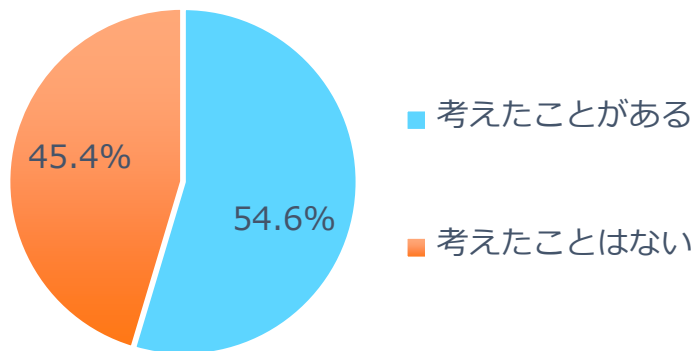


図2-2-1 大学院への進学を希望しない理由

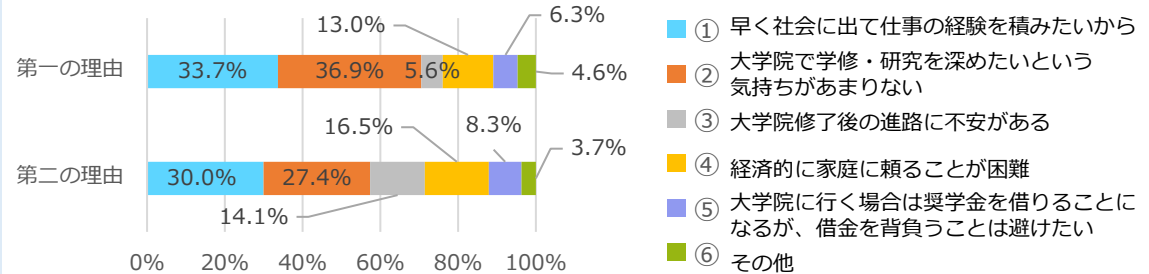
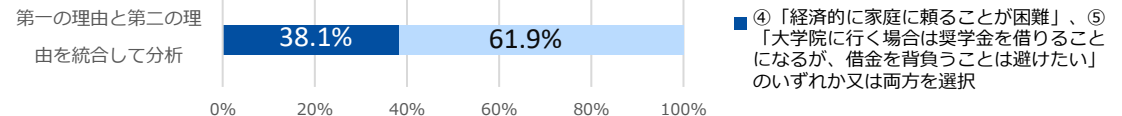


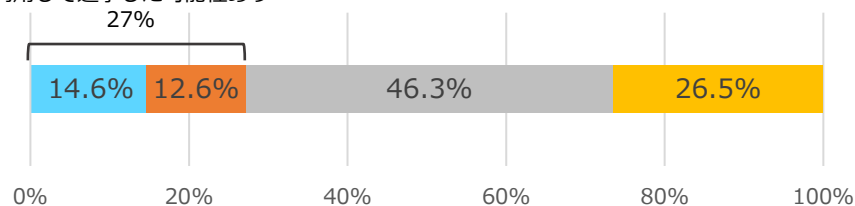
図2-2-2 大学院への進学を希望しない理由（第一・第二の理由を統合して分析）



- 「大学院において、在学中は授業料を納めなくてよいが、大学院修了後の収入に応じて無理なく授業料相当額を月々返還する」という制度が進路選択の時にもしあった場合、**大学院に進学した可能性があると答えた者は約27%**であった。

図2-3 新たな制度が存在した場合の利用の可能性

利用して進学した可能性あり
27%



- ① 興味のある分野の学修・研究を深めることができるので、進学した可能性はある
- ② 大学院に進学すれば、学部卒以上に収入が高かったり、学部卒では就けない職に就けたりする可能性が高まるので、進学した可能性はある
- ③ 授業料の問題ではなく、学部卒後に社会に出て働きたいので、いまの進路希望と変わらない
- ④ 新たな制度であっても新たな制度であってもあとで払うことには変わらないので、利用せず学部卒後に社会に出て働きたい

結果の概要 2-②（大学院への進学希望を有しない者）

- 大学院への進学を希望しない理由として経済的な理由を挙げた者の割合は、日本学生支援機構の奨学金を利用していない学生の中よりも、日本学生支援機構の奨学金を利用している学生の中で高かった。

図2-6-1 大学院への進学を希望しない理由（奨学金の利用状況別）

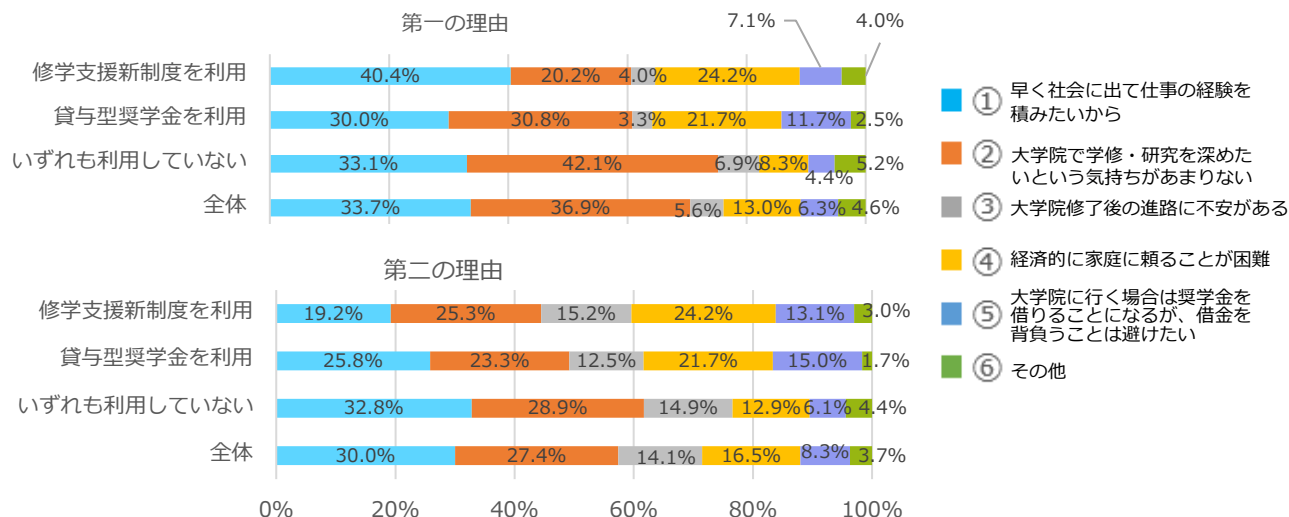
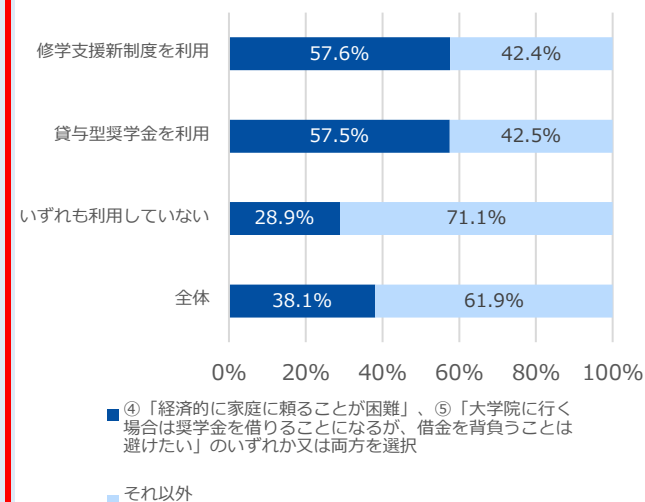
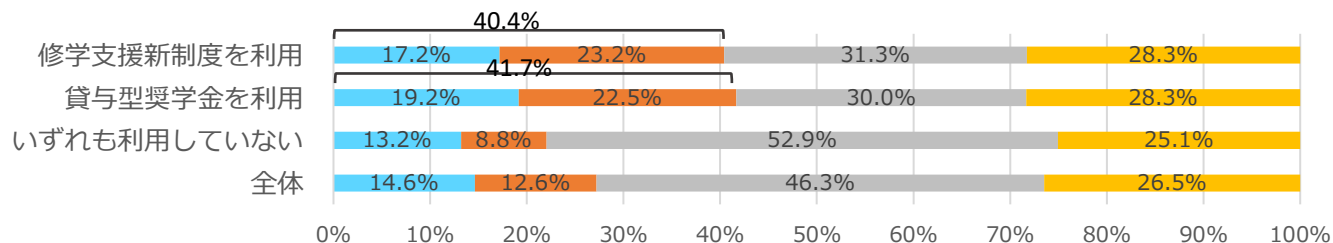


図2-6-2 大学院への進学を希望しない理由（第一・第二の理由を統合して分析）



- 新たな制度が存在した場合に利用の可能性があると感じた者の割合は、日本学生支援機構の奨学金を利用していない学生の中よりも、日本学生支援機構の奨学金を利用している学生の中で高かった。

図2-7 新たな制度が存在した場合の利用の可能性（奨学金の利用状況別）



- ① 興味のある分野の学修・研究を深めることができるので、進学した可能性はある
- ② 大学院に進学すれば、学部卒以上に収入が高かったり、学部卒では就けない職に就けたりする可能性が高まるので、進学した可能性はある
- ③ 授業料の問題ではなく、学部卒後に社会に出て働きたいので、いまの進路希望と変わらない
- ④ 新たな制度であってもあとで払うことには変わらないので、利用せず、学部卒後に社会に出て働きたい

結果の概要 3－①（大学院への進学希望を有する者）

大学院への進学希望を現在有する者に対し、「大学院において、在学中は授業料を納めなくてよいが、大学院修了後の収入に応じて無理なく授業料相当額を月々返還する」という制度が進路選択の時に仮に存在した場合の、進路選択への影響等は以下のとおり。

- 「より授業料が高額であったり、遠方であったりする等、コストがかかる大学院への進路変更を考えたかもしれない」と答えた者は約**13%**であった。
- そのような制度の利用を希望すると答えた者は約**41%**であった。

図3-1 進路選択への影響

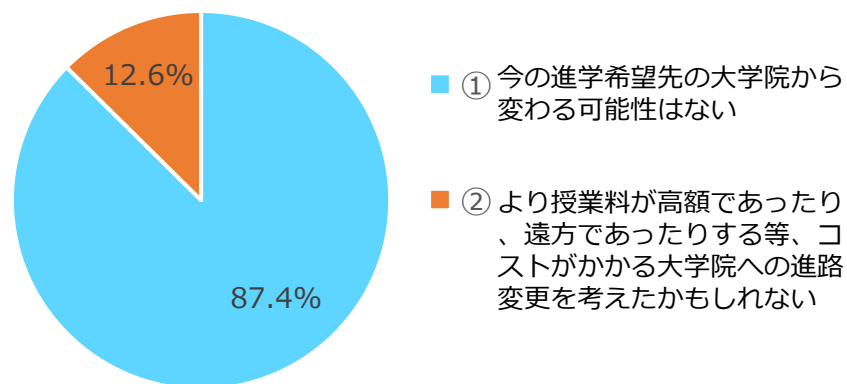
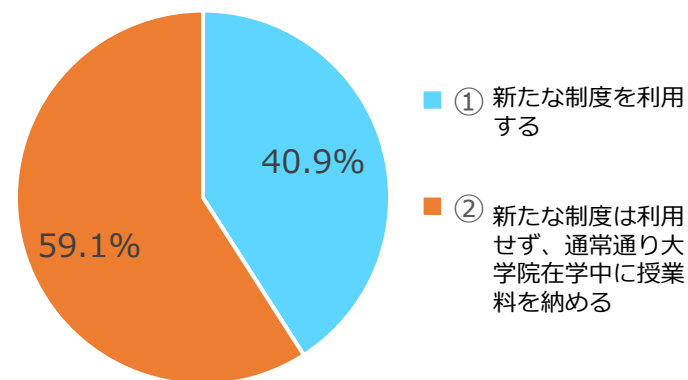
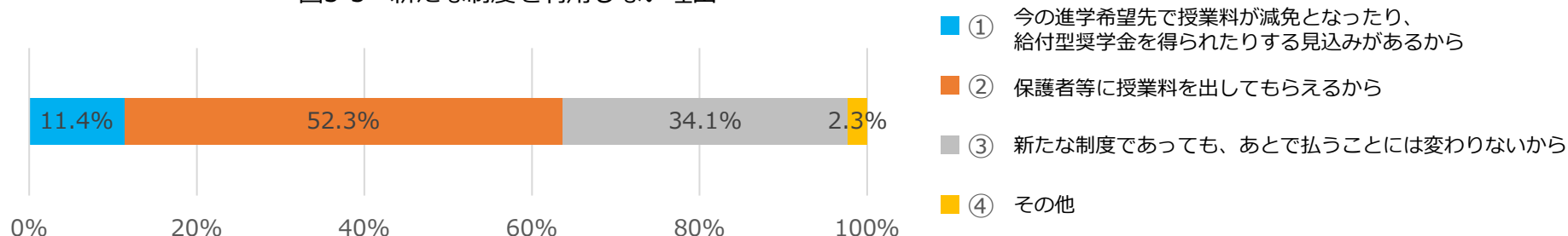


図3-2 新たな制度の利用希望



- 新たな制度を利用しない理由として最も多かった回答は「保護者等に授業料を出してもらえるから」（約52%）であった。

図3-3 新たな制度を利用しない理由



結果の概要 3 - ②（大学院への進学希望を有する者）

- 図3-7のとおり、「より授業料が高額であったり、遠方であったりする等、コストがかかる大学院への進路変更を考えたかもしれない」と答えた者の割合は、日本学生支援機構の奨学金の利用状況による差はみられなかった。
- 図3-8のとおり、「新たな制度を利用する」と答えた者の割合は、日本学生支援機構の奨学金を利用していない学生の中よりも、日本学生支援機構の奨学金を利用している学生の中で高かった。

図3-7 進路選択への影響（奨学金の利用状況別）

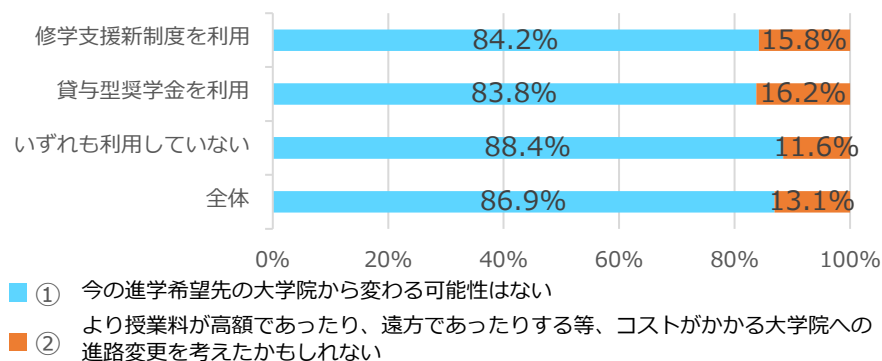
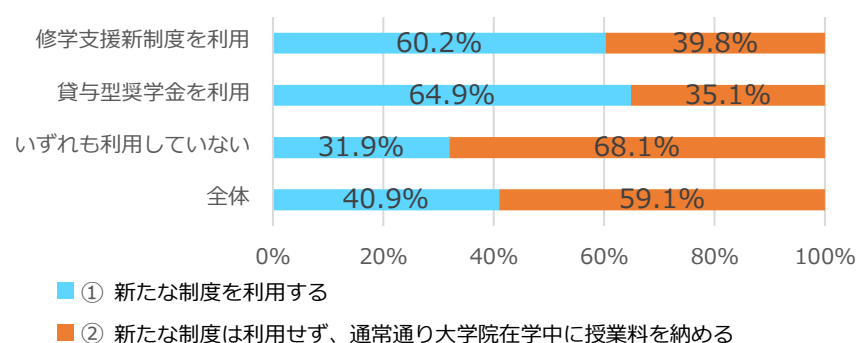
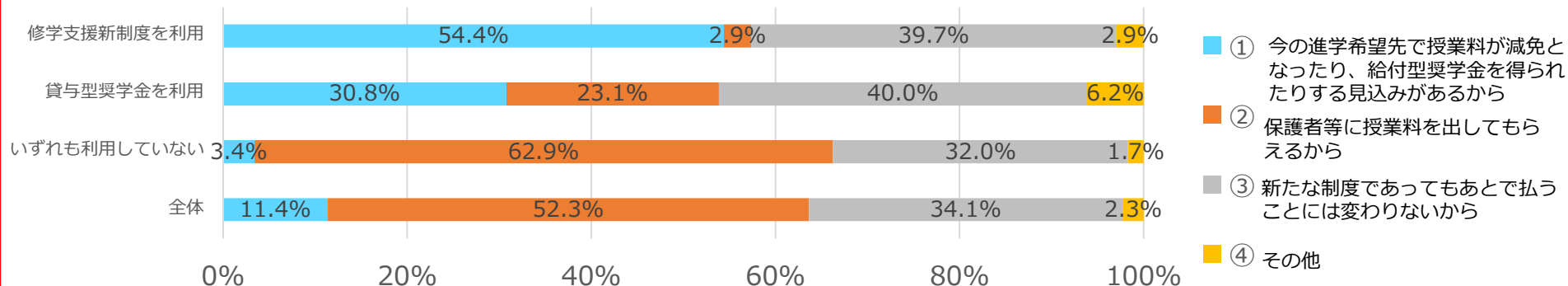


図3-8 新たな制度の利用希望（奨学金の利用状況別）



- 新たな制度の利用を希望しない者の中で、日本学生支援機構の奨学金の利用状況別に利用しない理由の内訳をみると以下のとおり。

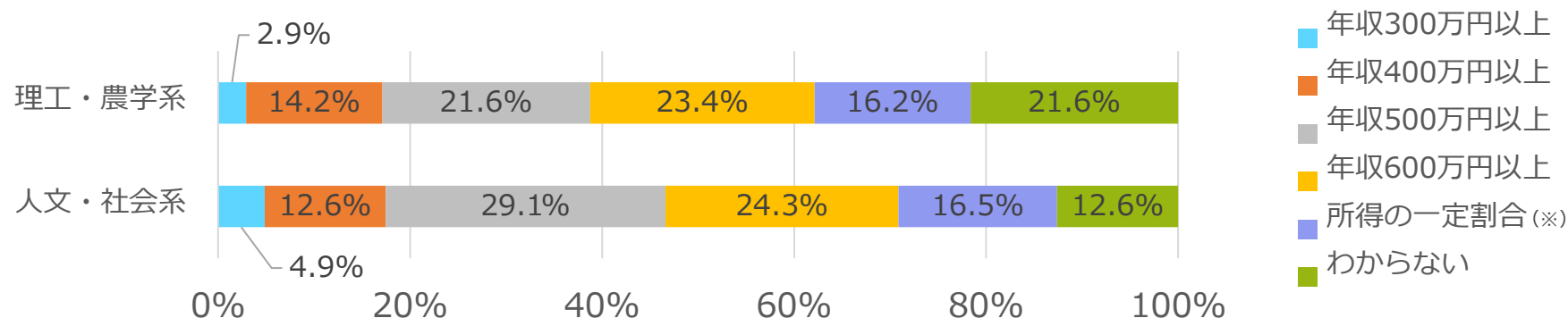
図3-9 新たな制度を利用しない理由（奨学金の利用状況別）



結果の概要 3 - ③ (大学院への進学希望を有する者)

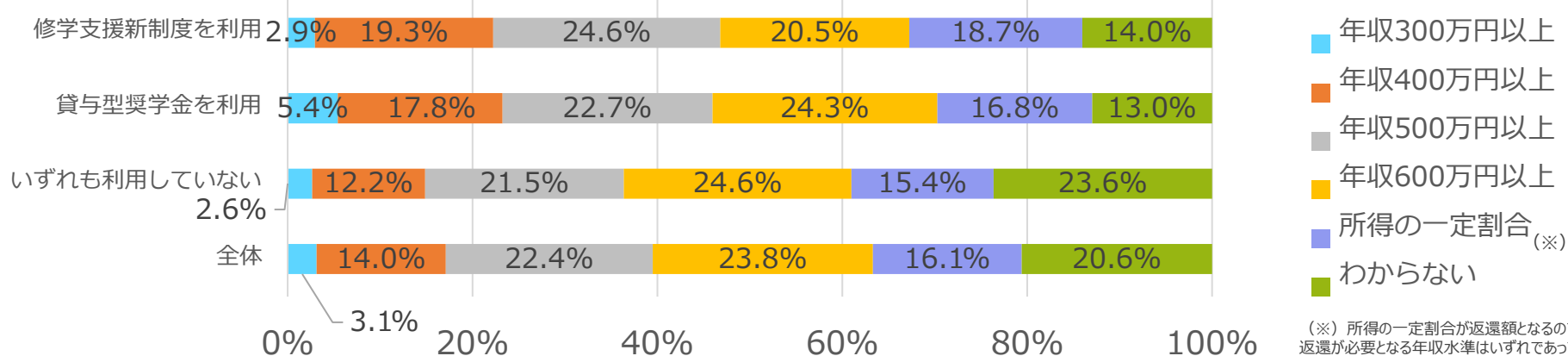
- 大学院への進学希望を有する者の中で、専攻分野別、奨学金の利用状況別に、返還が必要となる年収水準について、いくらが適当と考えるか尋ねたところ、以下のとおり。

図3-10-1 返還が必要となる年収水準について（専攻分野別）



(※) 所得の一定割合が返還額となるのであれば、返還が必要となる年収水準はいずれであってもよい

図3-10-2 返還が必要となる年収水準について（奨学金の利用状況別）



(※) 所得の一定割合が返還額となるのであれば、返還が必要となる年収水準はいずれであってもよい

参考：母数について①（単位：人）

p. 2	図1-1 所属する学部等の学問分野	1,434
	図1-2-1 大学院への進学希望（専攻分野別）	
	理工・農学系	809
	人文・社会系	399
	その他	226
	合計	1,434
p. 3	図1-2-2 大学院への進学希望（奨学金利用状況別）	
	修学支援新制度を利用	270
	貸与型奨学金を利用	305
	いずれも利用していない	968
	全体	1,434
	図1-3 奨学金利用者の割合	1,434
p. 3	図2-1 大学生活で大学院への進学を考えたか	540
	図2-2 大学院への進学を希望しない理由	540
	第一の理由	540
	第二の理由	540
	第一の理由と第二の理由を統合して分析	540
	図2-3 新たな制度が存在した場合の利用の可能性	540

p. 4	図2-4 大学院への進学を希望しない理由（専攻分野別）	
	理工・農学系	125
	人文・社会系	296
	図2-5 新たな制度が存在した場合の利用の可能性（文理別）	
p. 5	理工・農学系	125
	人文・社会系	296
	図2-6 大学院への進学を希望しない理由（奨学金の利用状況別）	
	修学支援新制度を利用	99
p. 5	貸与型奨学金を利用	120
	いずれも利用していない	363
	全体	540
	図2-7 新たな制度が存在した場合の利用の可能性（奨学金の利用状況別）	
p. 6	修学支援新制度を利用	99
	貸与型奨学金を利用	120
	いずれも利用していない	363
	全体	540
p. 6	図3-1 進路選択への影響	894
	図3-2 新たな制度の利用希望	894
	図3-3 新たな制度を利用しない理由	528

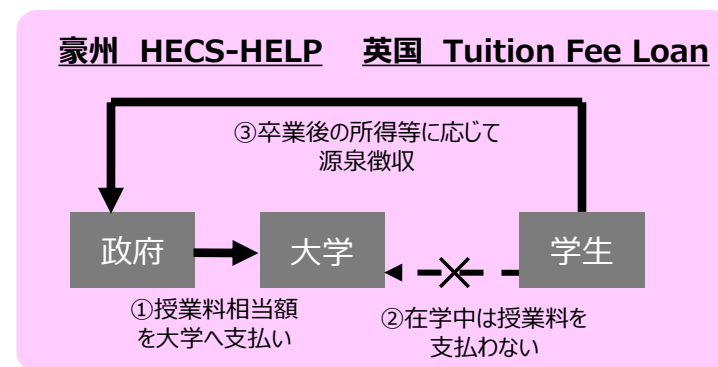
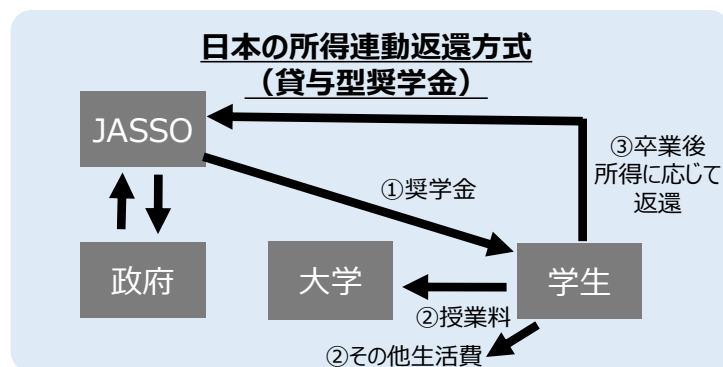
参考：母数について②（単位：人）

p. 7	図3-4 進路選択への影響（専攻分野別）	
	理工・農学系	684
	人文・社会系	103
	図3-5 新たな制度の利用希望（専攻分野別）	
	理工・農学系	684
	人文・社会系	103
p. 8	図3-6 新たな制度を利用しない理由（文理別）	
	理工・農学系	416
	人文・社会系	51
	図3-7 進路選択への影響（奨学金の利用状況別）	
	修学支援新制度を利用	171
	貸与型奨学金を利用	185
p. 9	図3-8 新たな制度の利用希望（奨学金の利用状況別）	
	修学支援新制度を利用	171
	貸与型奨学金を利用	185
	いずれも利用していない	605
	全体	894
	図3-9 新たな制度を利用しない理由（奨学金の利用状況別）	
p. 10	修学支援新制度を利用	68
	貸与型奨学金を利用	65
	いずれも利用していない	412
	全体	528
	図3-10-1 返還が必要となる年収水準について（文理別）	
	理工・農学系	684
p. 10	人文・社会系	103
	図3-10-2 返還が必要となる年収水準について（奨学金の利用状況別）	
	修学支援新制度を利用	171
	貸与型奨学金を利用	185
	いずれも利用していない	605
	全体	894

日本の現行の無利子奨学金（所得連動返還方式）と豪州及び英国の類似制度の比較

	日本 無利子奨学金 所得連動返還方式	オーストラリア HECS-HELP	英国 Tuition Fee Loan
導入時期 背景	平成29年度(2017年)～ 家庭からの給付の減少や卒業後の返還負担の重さ、若年者の雇用状況などを踏まえ導入 (奨学金事業自体は従前より貸与制)	平成元年(1989年)～ それまで無償であった大学教育に、利用者負担を導入することに伴う措置	平成18年(2006年)～ それまで無償であった大学教育に、1998年に授業料が導入され、2006年に3倍に引き上げられたことに伴う措置 (2012年にはさらに3倍に引き上げ)
支援の 形態	在学中の学生に、現金を貸与 授業料などの学費や生活費にあてる	在学中は授業料を徴収しない	在学中は授業料を徴収しない
対象	学力・経済状況の要件あり	全員が利用可能(希望者のみ先払い)	全員が利用可能(希望者のみ先払い)
徴収方法	JASSOによる口座振替	税当局が源泉徴収	税当局が源泉徴収
返還額	課税所得の9% 課税所得が26万円(年収約146万円(単身者の場合))を超えない場合、一律月額2,000円 ※各種所得控除後の額。控除額は年収や家族構成等によって異なる ※年収300万円以下の場合等、返還が困難な事由がある場合には、返還期限猶予が利用可能 (参考) OECD.Statにおける令和3年(2021年)の平均賃金 約444万円	年収(※)の合計が約460万円を超えた場合、所得階層に応じて1～10% ※課税所得のほか投資損失や海外での所得など (参考) OECD.Statにおける令和3年(2021年)の平均賃金 88,929オーストラリア・ドル(約846万円)	・年収が約440万円を超えた場合、超えた額の9% ・返済開始から30年経過した後は徴収されない (参考) OECD.Statにおける令和3年(2021年)の平均賃金 £ 39,184(約633万円)
返還されない 債権の割合	約2.8%(2020年時点) ※3か月以上の延滞債権の要返還債権総額に占める割合	約15%(2020年時点) ※豪州政府において、今後返済が期待できないと試算されている債権の割合	30%～45%(2014年時点の推計) ※英国政府において利子補給及び未回収補填分として予算化された補助金の貸与額に占める割合

(注) 日本円への換算は、1オーストラリア・ドル=95.1円、£1=161.6円として計算。



豪州における高等教育の学費負担に関する制度「HECS-HELP」について

- 平成元年（1989年）以降、それまで無償であった大学教育に、利用者負担を導入することに伴う措置として、当該利用者負担について**卒業後の後払いを可能とする所得連動ローンプログラム（HECS : Higher Education Contribution Scheme）**を導入。

- ※ 「HECS」の語は、豪州の制度全体を指すものとして日本では用いられる例が多いが、同国では現在、様々な学費負担の後払いの仕組みであるローンプログラムの総称として「HELP（**H**igher **E**ducation **L**oan **P**rogram）」という語が用いられており、HECSとは複数あるローンプログラムのうちの1つの名称。
- ※ HECSの創設に当たっては、学位の取得に対して課税することについても議論されたが、導入はされていない。
- ※ HECS導入時は、授業料を前払いした場合に割引が適用されたが、まとめて支払える高所得層の優遇になるとの批判から、平成17年（2005年）に割引率を10%に縮減、平成29年（2017年）に廃止。

- 豪州の大学には、「**政府支援枠**」の学生と「**授業料自己負担枠**」の学生がおり、**政府支援枠**では、学費の一部を政府が負担し（**政府分担金**：Commonwealth Contribution）、残りを学生自身が負担する（**学生分担金**：Student Contribution）。
この学生負担分について、卒業後の後払いを可能とする制度を「HECS-HELP」と呼ぶ。

- 年収が\$48,361（令和4年7月時点。約460万円）を超えた者について、年収の1～10%を返済（※物価スライドあり）。返済の方法として、国税当局が納税者番号を活用し、税と同様に、源泉徴収を通じて徴収する仕組みが確立されている。

- ※ ここでの年収は、課税所得、投資損失、手当類、年金積立金及び海外での所得を合計した額（Repayment Income）を指す。
- ※ なお、オーストラリア教育・訓練省の年次報告書においては、本制度による学生の負担について「debt（負債）」や「repayment（返済）」という語が用いられている。
- ※ 本資料では、「Contribution」の訳語として、「国連分担金：Contributions to the UN」のような用法があることをふまえ、政府と学生が双方に負担する制度であるという趣旨に鑑み、単に直訳の「貢献」ではなく、「分担金」としている。また、学生分担金の支払い以上に貢献が求められる仕組みとはなっていない。

HECS-HELPによる豪州の高等教育の学費負担のスキーム

政府支援枠 (CSP)

政府から各大学に対し、支援枠を配分。各大学がその枠に基づき学生を選考（このため、政府支援枠に入れない学生も存在）

学生は進路決定に当たり自分がCSPに該当するかどうかを確認

YES

NO

① 政府支援枠 (CSP)

CSP: Commonwealth Supported Place

政府から各大学へ **学生数に応じて補助金**を支出
学生から**徴収する金額は政府が決定**（②の授業料より低廉に設定）

Commonwealth Contribution 政府分担金

- ・学生数に応じて各大学に支出される補助金。政府が負担
- ・学問分野ごとに政府が額を設定

Student Contribution 学生分担金

- ・学生が負担する部分
- ・学問分野ごとに政府が額を設定

② 授業料 自己負担枠

各大学が設定する
授業料の**全額**を
学生が負担

後払いを選択する場合
HECS-HELPとは別の
ローンプログラム
（「FEE-HELP」）あり

所得連動型ローン (ICL:
Income Contingent Loan)
に位置付けられている

後払いのための所得連動ローン
HECS-HELP

(Higher Education Contribution Scheme
- Higher Education **Loan Program**)

後払い 学生は先払い・後払いを選択可能（約9割が後払い）

<政府分担金>

履修コース	政府分担金（1年間）
Cluster 1: 法学、会計学など	\$ 1,100 （約10万円）
Cluster 2: 教育学、情報など	\$13,250 （約126万円）
Cluster 3: 工学など	\$16,250 （約155万円）
Cluster 4: 農学、医学・歯学など	\$27,000 （約257万円）

<学生分担金>

（2021年の入学者。1豪ドル=95円で計算。）

履修コース	学生分担金（1年間）
法学、会計学など	\$14,500 （約139万円）
医学、歯学など	\$11,300 （約107万円）
情報、工学など	\$ 7,950 （約 76万円）
農学、教育学など	\$ 3,950 （約 38万円）

（注）日本円への換算は、1オーストラリア・ドル=95.1円として計算。

（出典：豪州連邦政府のウェブサイト及び豪州出張におけるヒアリング結果等を基に文部科学省にて作成）

英国における高等教育の学費負担に関する制度について

- 平成2年（1990年）以降、Student Loan Company（SLC：英国における公的学生ローンの実施機関）において生活費ローン（Maintenance Loan）の貸付を実施。平成10年（1998年）以降、各大学において授業料が設定されることとなり、平成18年（2006年）に授業料の上限が3倍に引き上げられた以降は、SLCが授業料を大学に支払い、学生は、授業料ローン（Tuition Fee Loan）として、卒業後に所得に応じて返済を行うこととされている。

※大学が設定する授業料には上限あり。

※平成21年（2009年）に発足した第三者委員会においては、学位の取得に対して恒常的に課税することについても議論されたが、導入はされていない。

- 生活費ローンについては、居住形態別・修学地別に支給上限額が設定された上で、家計（収入）の状況等に応じて支給額を決定。授業料ローンについては、家計の状況によらず、授業料相当を支給。
- 卒業した翌年の4月以降、年収が約£27,300（令和4年4月時点。約440万円）を超えている者について、年収から約£27,300を控除した額の9%（※学士の場合。物価スライド及び所得に応じて設定される利息あり）を返済に充てる。返済の方法として、国税当局が納税者番号を活用し、税と同様に、源泉徴収を通じて徴収する仕組みが確立されている。

Student Loan Company

生活を送るための経費

① 生活費ローン Maintenance Loan

- ・1990年に創設
- ・居住形態別・修学地別に支給上限額を設定
（上限は年額£7,097～£11,002（約115万～178万円））
- ・支給額は家計（収入）の状況等に応じて決定
- ・年3回（学期ごと）支給

学生本人へ支給

大学の授業料

② 授業料ローン Tuition Fee Loan

- ・2006年に創設
- ・支給額は授業料相当額
授業料の上限額は£9,250（約149万円）
- ・支給額は家計（収入）の状況に左右されない
- ・年3回（学期ごと）支給

大学へ支給

学生本人が所得連動・源泉徴収で返済

米国連邦政府による学生ローンにおける所得連動型の返還制度について①

経緯

- 1965年、政府保証付の民間学生ローンと低所得者向けの給付型奨学金が制度化（政府保証付民間学生ローンは2010年廃止）。
- 1993年、学生支援をより効率的に行うため、連邦政府が直接実施する学生ローンの開始。
- 1994年、債務不履行の解消や低賃金の公共サービス人材の確保のため、連邦政府直接学生ローンにおいて、所得連動型の返還制度等を創設。2022年現在、債権の約45%が所得連動型の返還となっている。

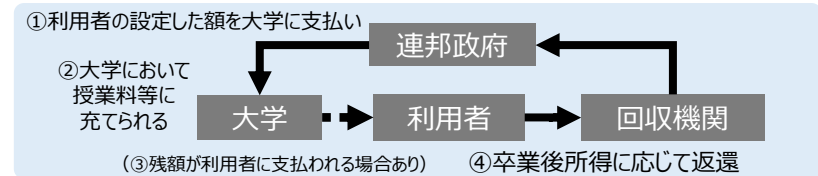
連邦政府直接学生ローンについて

支援の形態	・ 学生又は保護者への貸付 ・ 利息あり ※学部・2022年7月末時点で利率4.99% ※経済状況に応じて在学中等は利息を付さないプランあり ・ <u>支払いは大学へ</u> ※大学において授業料等に充てられる
支援額	年間\$5,500～ \$12,500程度 ※学校種・家計等及び利用者の意向に応じて決定
対象	希望者全員 ※在学中無利息のローンについては、経済的要件を満たす者のみ ※卒業生の債務不履行率が高い大学は、連邦政府によるローンや給付型奨学金を利用できない
徴収方法	ローン利用者（学生又は保護者）から大学等の指定する回収機関に支払い（源泉徴収方式ではない）
返還状況	・ 延滞者（返済開始3年以内に270日以上）割合：7.3% ・ ここ25年間の貸付は、利息により約\$1,140億の収入を生むと予測されていたが、最新の予測では約\$1,970億の減収へと修正されている。 ・ 主な修正理由として、返還プランの選択（\$700億下方修正）、所得連動型返還プランの選択者の所得の伸び（\$680億下方修正）などが指摘されている。 （参考）債権総額は近年、毎年\$1,000億程度増加し、合計約\$1.4兆。

所得連動型の返還制度について

※定額返還等も選択可能

- 年収（※1）が約1.4万ドル（※2）を超えた場合、超えた額（※3）の10～20%等を返還。
- 20～25年返還を続けた場合や政府機関等に10年以上勤務した場合、残額は返還免除（※4）



＜近年導入された返還プランの例＞

以下を含め複数存在。利用可能なプラン（ローンの種類等に応じる）から利用者が選択

プラン	返還額
Pay As You Earn Repayment Plan (PAYE Plan)	・ 収入による制限あり ・ 「裁量的所得※ ³ の10%」又は「10年割賦時の額」の小さい方 ・ 返還免除までの年数：20年
Revised Pay As You Earn Repayment Plan (REPAYE Plan)	・ 収入による制限なし ・ 裁量的所得※ ³ の10% ・ 返還免除までの年数：20年

- ※1 調整総所得（年収に、一定の者のみが対象となる調整を加えた額。標準控除等の一般的な控除が適用される前）を指す
- ※2 家族構成、居住州に応じて変わる。2022年の標準は\$13,590。返還プランによってはこれに1.5を乗じた額を用いる。
（参考）OECD Statにおける2021年の平均賃金 \$74,738
- ※3 Discretionary Income（裁量的所得）と呼ばれる
- ※4 前者による返還免除額は所得税の課税対象

米国連邦政府による学生ローンにおける所得連動型の返還制度について②

(参考) 設置者・教育年数別にみた米国の高等教育機関の授業料及び連邦政府ローンの利用状況

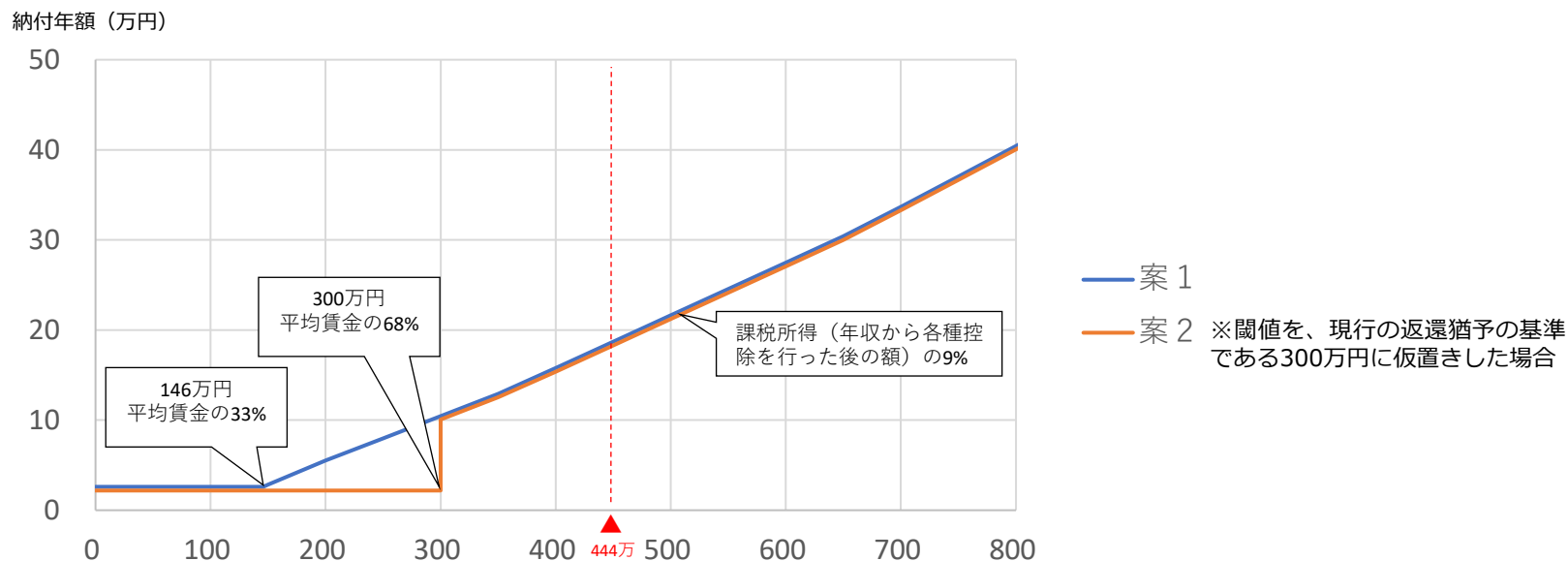
	授業料平均額 (2020-2021授業年度)	連邦政府の支援対象 学生における実質年 間負担平均額 (※) (2019-2020授業年度)	連邦政府ローン 利用者の割合 (2017-2018授業年度)	連邦政府ローン利用者 における平均借入額 (2018授業年度時点)	返済開始3年以内に 270日以上延滞を した者の割合 (2020年時点)
公立・4年制	\$9,400	\$14,200	54%	\$26,100	5.4%
私立・非営利 4年制	\$37,600	\$26,100	60%	\$29,000	5.0%
私立・営利 4年制	\$18,200	\$23,200	74%	\$35,700	9.8%
公立・2年制	\$3,900	\$7,600	28%	\$16,800	11.5%
私立・非営利 2年制	\$18,000	\$20,000	69%	\$27,300	12.1%
私立・営利 2年制	\$15,800	\$22,200	91%	\$26,600	13.9%

※授業料、教材、寮費などの総関連支出額から、連邦・州・各大学独自の給付型奨学金の額などを控除した額

大学院段階へ「在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に応じて納付する新たな制度」を 創設するに当たっての基本的な考え方（案）について

（参考１）卒業後の年収と、所得に応じて納付する年額との関係のイメージ

▲は平均賃金(OECD Stats 2021)



（参考２）諸外国の所得連動型の返済方式の学生ローンにおける年収と返済額の関係のイメージ

※年収の算出方法は各制度によって異なることに留意

